

秋田市公報

あきた

第1181号

令和5年04月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

条例

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	文書法制課（第1号）	9
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第2号）	11
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第3号）	12
秋田市立千秋美術館条例および秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	千秋美術館（第4号）	13
秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課（第5号）	14
秋田市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例	福祉総務課地域福祉推進室（第6号）	15
秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第7号）	16
秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども育成課（第8号）	20
秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	施設指導室（第9号）	23
秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	施設指導室（第10号）	27
秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	施設指導室（第11号）	30
秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	施設指導室（第12号）	33
秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	施設指導室（第13号）	35
秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例	建設総務課（第14号）	38
秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課（第15号）	44

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課（第16号）	46
秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課（第17号）	48
秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例	教育委員会学事課（第18号）	51
秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	上下水道局総務課（第19号）	52
秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	上下水道局下水道整備課（第20号）	53
秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	市民税課（第21号）	54
秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国保年金課（第22号）	55

規則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課（第10号）	56
秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第11号）	58
秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則	子ども総務課（第12号）	59
保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第13号）	60
秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第14号）	62
秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第15号）	64
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第16号）	69
秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	財産管理活用課（第17号）	70
公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則	企画調整課（第18号）	71
地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則	福祉総務課（第19号）	73
秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建築指導課（第20号）	76

教委規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則	教育委員会総務課（第1号）	77
--------------------------------	---------------	----

公平委規則

秋田市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	文書法制課（第1号）	78
------------------------------	------------	----

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課（第1号）	79
秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	上下水道局給排水課（第2号）	80
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課（第3号）	81

訓令

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課（第3号）	83
秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令	人事課（第4号）	85
秋田市公印規程の一部を改正する訓令	文書法制課（第5号）	86
秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令	人事課（第6号）	88
秋田市庁議規程の一部を改正する訓令	企画調整課（第7号）	89
秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令	人事課（第8号）	90
秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令	人事課（第9号）	91

議会訓令

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	議会事務局総務課（第1号）	92
-------------------------	---------------	----

教委訓令

秋田市教育委員会職員服務規程および秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	教育委員会総務課（第1号）	104
秋田市立千秋美術館美術作品等取扱規程の一部を改正する訓令	千秋美術館（第2号）	106

上下水道局訓令

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令	上下水道局総務課（第1号）	107
--------------------------	---------------	-----

消防本部訓令

秋田市火災調査規程の一部を改正する訓令	消防本部予防課（第1号）	108
---------------------	--------------	-----

告示

平成30年度分市税督促状、令和元年度分市税督促状、令和3年度分市税督促状および令和4年度分市税督促状の公示送達について	納税課（第46号）	110
指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第47号）	111
差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について	納税課（第48号）	112
秋田市保健所取扱手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課（第49号）	113
計量法による指定定期検査機関について	市民相談センター（第50号）	114
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止および休止について	保護第一課（第51号）	115
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および変更について	保護第一課（第52号）	117
令和4年度第7期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第53号）	119
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第54号）	120
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第55号）	121
秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収業務の委託について	産業企画課（第56号）	122
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第57号）	123
秋田県知事から令和5年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査の実施について	地籍調査室（第58号）	124
指定納付受託者の指定について	大森山動物園（第59号）	125
専決処分した予算およびその要領について	総務課（第60号）	127
令和5年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第61号）	135
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第62号）	201
御所野近隣公園野球場等の使用料収納事務の委託について	南部市民サービスセンター（第63号）	202
令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について	市民税課（第64号）	203
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和3年）の公示送達について	国保年金課（第65号）	204
電線共同溝を整備すべき道路の指定について	道路建設課（第66号）	205
令和4年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第67号）	206
交付要求解除通知書の公示送達について	納税課（第68号）	207
指定納付受託者の指定について	情報統計課（第69号）	208

身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課 (第70号)	209
公共工事の発注見通しの閲覧方法について	契約課 (第71号)	210
中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務の委託について	中央卸売市場 (第72号)	211
古川町街区公園の施設使用料の収納事務の委託について	スポーツ振興課 (第73号)	212
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第74号)	213
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退について	障がい福祉課 (第75号)	214
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課 (第76号)	215
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課 (第77号)	216
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止、休止、再開および変更について	保護第一課 (第78号)	218
秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	西部市民サービスセンター (第79号)	221
秋田市浜田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	西部市民サービスセンター (第80号)	222
秋田市下浜地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	西部市民サービスセンター (第81号)	223
秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	南部市民サービスセンター (第82号)	224
秋田市下北手区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	東部市民サービスセンター (第83号)	225
秋田市明徳地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	東部市民サービスセンター (第84号)	226
秋田市太平地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	東部市民サービスセンター (第85号)	227
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第86号)	228
市道路線の認定について	建設総務課 (第87号)	229
道路の区域決定および供用開始について	建設総務課 (第88号)	230
放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について	交通政策課 (第89号)	231
秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について	交通政策課 (第90号)	232
秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について	交通政策課 (第91号)	233
指定納付受託者の指定について	環境都市推進課 (第92号)	234

秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	北部市民サービスセンター (第93号)	235
秋田市下新城地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	北部市民サービスセンター (第94号)	236
秋田市飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	北部市民サービスセンター (第95号)	237
秋田市土崎みなと歴史伝承館の指定管理者の指定について	北部市民サービスセンター (第96号)	238
秋田市外旭川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	生活総務課 (第97号)	239
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第98号)	240
秋田市一般廃棄物処理実施計画について	環境都市推進課 (第99号)	241
秋田市新屋前野町の一部の街区区域の変更について	生活総務課 (第100号)	242
令和5年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課 (第101号)	243
生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結について	上下水道局下水道整備課 (第102号)	332
特定教育・保育施設の確認について	施設指導室 (第103号)	335
特定教育・保育施設の確認の辞退について	施設指導室 (第104号)	336
特定子ども・子育て支援施設等の確認について	施設指導室 (第105号)	337
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	施設指導室 (第106号)	338
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境都市推進課 (第107号)	339
証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の収納事務の委託について	市民課 (第108号)	340
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	資産税課 (第109号)	341
道路の区域変更について	建設総務課 (第110号)	342
道路の供用開始について	建設総務課 (第111号)	343
道路の区域変更について	建設総務課 (第112号)	344
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課 (第113号)	345
市道路線の供用廃止について	建設総務課 (第114号)	346
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止および変更について	保護第一課 (第115号)	347
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および休止について	保護第一課 (第116号)	348

医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定、変更および廃止について	保護第一課（第117号）	350
包括外部監査契約の締結について	総務課（第118号）	352

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第5号）	353
教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第6号）	354
秋田市指定文化財の指定について	文化振興課（第7号）	355

選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第1号）	356
令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙および令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について	選挙管理委員会事務局（第2号）	357
令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日について	選挙管理委員会事務局（第3号）	358
選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第4号）	359
令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第5号）	360
令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所について	選挙管理委員会事務局（第6号）	361
令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第7号）	362
令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第8号）	363
令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所について	選挙管理委員会事務局（第9号）	364
令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第10号）	365
令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第11号）	366
令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票の場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第12号）	367
令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第13号）	368
令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第14号）	369

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第3号）	370
----------------	---------------	-----

上下水道局告示

秋田市上下水道事業に係る公金の収納事務の委託について	上下水道局お客様センター（第4号）	371
指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第5号）	372
収納取扱金融機関の指定の取消しについて	上下水道局総務課（第6号）	373

公告

予防接種法による定期予防接種について	健康管理課	374
経営管理権集積計画の縦覧について	農地森林整備課	375
地籍調査に基づく筆界案の作成について	地籍調査室	376
秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農村振興課	377
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	378

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第1号

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号および第3号の改正規定（同号に係る部分に限る。）中「秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）第9条」を「秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年秋田市条例第47号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項」に改め、「応じ、」の次に「審査請求について」を加え、同項第2号および第3号の改正規定の次に次のように加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）第9条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第5条第1項の改正規定中「個人情報保護条例第36条」を「又は個人情報保護条例第36条」に、「個人情報保護法第105条第3項」を「、個人情報保護法第105条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項」に、「実施機関（」を「実施機関又は議会（」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「第101条各項」を「第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項」に、「「保有個人情報」を「これらの決定を「保有個人情報」に改め、同

条第2項から第4項までの規定中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改める。

第10条の改正規定中「個人情報保護条例」を「および個人情報保護条例」に、「個人情報保護法」を「、個人情報保護法」に、「同条第1項」を「同条第1項および議会個人情報保護条例第46条第1項」に改める。

第11条の改正規定中「又は」を削り、「削る」を「「議会個人情報保護条例第46条第1項」に改める」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項の表第5条第1項の項の改正規定中「個人情報保護条例第36条」を「又は個人情報保護条例第36条」に、「個人情報保護法第105条第3項」を「、個人情報保護法第105条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項」に、「実施機関（」を「実施機関又は議会（」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「第101条各項」を「第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項」に、「「保有個人情報」を「これらの決定を「保有個人情報」に改め、同表第5条第2項の項から第5条第4項の項までの規定中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同表第10条の項の改正規定中「個人情報保護条例」を「および個人情報保護条例」に、「個人情報保護法」を「、個人情報保護法」に、「同条第1項」を「同条第1項および議会個人情報保護条例第46条第1項」に改め、同表第11条の項の改正規定中「又は」を削り、「削る」を「「議会個人情報保護条例第46条第1項」に改める」に改める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 2 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年12月」を「令和5年12月」に改める。

附則第6項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 3 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 3 年秋田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 4 年 12 月」を「令和 5 年 12 月」に改める。

附則第 5 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立千秋美術館条例および秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第4号

秋田市立千秋美術館条例および秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(秋田市立千秋美術館条例の一部改正)

第1条 秋田市立千秋美術館条例(平成元年秋田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(秋田市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 秋田市旅館業法施行条例(平成15年秋田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 5 号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第 4 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第 5 条第 1 項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者から適用し、同日前に出産した者については、なお従前の例による。

秋田市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 6 号

秋田市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例

(秋田市社会福祉審議会条例の一部改正)

第 1 条 秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第77条第 1 項各号」を「第72条第 1 項各号」に改める。

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正)

第 2 条 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第19条第 1 項第 1 号」を「第19条第 1 号」に改め、同条第 4 号中「第19条第 1 項第 2 号」を「第19条第 2 号」に改め、同条第 5 号中「第19条第 1 項第 3 号」を「第19条第 3 号」に改める。

(秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第 3 条 秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第7号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第6条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第40条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他当該指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の当該障害児の所在を確実に把握することができる方法により、当該障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（障害児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第59条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第62条中「、第46条」を削る。

第67条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第96条および第101条中「第38条の2」の次に「、第40条の2、第40条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第40条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新条例第40条の3第2項の規定の適用については、指定児童発達支援

事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第8号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

- 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の当該利用者の所在を確実に把握することができる方法により、当該利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは

「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 9 号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 24 年秋田市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条、次条および第 15 条第 1 項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた当該児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車および降車の際に、点呼その他の当該児童の所在を確実に把握することができる方法により、当該児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（児童の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備および職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症および

食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第15条第1項中「（助産施設を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第4項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の2（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

3 新条例第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができ

る。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第10号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号アの(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号アの(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イの(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イの(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項および第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第6項中「第4項中」を「「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、」に改め、「前項中」の次に「「前項」とあるのは「次項におい

て準用する前項」と、「」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第8条に次の1項を加える。

4 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

(3) 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の子どもによる前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の認定こども園の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。

(4) 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為をすること。

第9条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の当該子どもの所在を確実に把握することができる方法により、当該子どもの所在の確認を行うこと。

(6) 子どもの通園を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による所在の確認（子どもの降車の際に行うものに限る。）を行うこと。

附則第5項中「附則第8項および附則第9項」を「附則第9項および附則第10項」に改める。

附則第6項中「次項および附則第9項」を「附則第8項および附則第10項」に改める。

附則第9項の表附則第6項の項の次に次のように加える。

附則第7項	第5条第2項第1号の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者	看護師等
-------	---	------

附則第9項の表附則第7項の項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同表附則第8項の項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第5条第2項第1号の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者は、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項および附則第10項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師

等が保育を行うに当たって当該認定こども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第9条第6号の規定の適用については、認定こども園において子どもの通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもの通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員として兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第14条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備として兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第24条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第24条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育および保育を継続的に実施するためならびに非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めな

ればならない。

- 3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附則第17項中「前2項」を「第15項から前項まで」に、「又は市長」を「、市長」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「ならびに市長」を「、市長」に、「の総数」を「ならびに看護師等の総数」に改め、同項を附則第19項とし、附則第16項の次に次の2項を加える。

- 17 第8条第4項に規定する者については、当分の間、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 18 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第13号

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加える。
第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の当該利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、当該利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(利用乳幼児の降車の際に行うものに限る。)を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳

幼児の所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金 額（円）
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱		870
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300
変圧塔その他これに類する	1個につき1年	1,000	

	ものおよび公衆電話所				
	郵便差出箱および信書便差出箱			420	
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	21	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300	
	外径が1メートル以上のもの			610	
法第32条第1項第3号に掲	自 動 運	法第2条第2項第5号に規定する	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	3

掲げる施設	行 補 助 施 設	自動運行装 置による検 知の対象と して設置す る導線その 他の線類	の		
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		1本につき1年	810
		その他のも の	上空に設け るもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	510
			地下に設け るもの		300
その他のもの			1,000		
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,000
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街および 地下室	階数が1の もの	Aに0.004を乗 じて得た額		
		階数が2の もの		Aに0.006を乗 じて得た額	
		階数が3以 上のもの		Aに0.007を乗 じて得た額	
	上空に設ける通路		900		
	地下に設ける通路		540		
その他のもの		1,000			
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	18	
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	180	

政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
	標識		1本につき1年	810
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18
		その他のもの	1本につき1月	180
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800
		その他のもの		900
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方	1,000
政令第7条第3号に掲げる施設		メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設		占用面積1平方	180	

および同条第5号に掲げる工事用材料		メートルにつき	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 および同条第7号に掲げる施設		1月	100
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき 1年 Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗

応急仮設		じて得た額
建築物	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市道路占用等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中第49号を第52号とし、第44号から第48号までを3号ずつ繰り下げ、同表第43号中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「建築許可申請手数料」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「当該新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同表第46号とし、同表第42号中「各部分」を「新築もしくは一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同表第45号とし、同表第41号中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同表第44号とし、同表第40号中「建築され」を「建築等をし」に改め、同号を同表第43号とし、同表中第39号を第42号とし、第21号から第38号までを3号ずつ繰り下げ、第20号を第22号とし、同号の次に次のように加える。

(23) 法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の	高度地区における建築物の高さの特例許可申	160,000円
----------------------------------	----------------------	----------

高さに関する特例の許可の申請 に対する審査	請手数料	
--------------------------	------	--

別表中第19号を第21号とし、第16号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同表第15号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同号を同表第17号とし、同表第14号を同表第15号とし、同号の次に次のように加える。

(16) 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
--	------------------	----------

別表中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次のように加える。

(10) 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
--	-------------------	---------

別表の備考の1中「第35号」を「第38号」に改め、同表の備考の2中「第46号」を「第49号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成28年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第5条第1項第1号中「第35条第1項各号」を「第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては16,000円、向上計画が同項各号」に、「、5,000円」を「5,000円」に改め、同項第2号中「向上計画認定申請」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第5号中「第2号の表」の次に「又は第3号の表」を加え、「同表」を「これらの表」に、「第3号」を「第4号の表」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 共同住宅等の向上計画認定申請（向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われるものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積（当該向上計画が前号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
------	----

300平方メートル未満の場合	28,000円（適合証を提出する場合には、8,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	47,000円（適合証を提出する場合には、17,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	83,000円（適合証を提出する場合には、36,000円）
5,000平方メートル以上の場合	125,000円（適合証を提出する場合には、64,000円）

第5条第3項および第6条第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第17号

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第54条第1項各号」を「第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては18,000円、計画が同項各号」に、「、5,000円」を「5,000円」に改め、同条第2号中「の住戸の部分又は」を「又は」に、「部分と」を「部分（以下「住宅部分」という。）と」に、「住戸の部分に係る計画」を「住宅部分に係る計画（次号に掲げるものを除く。）」に、「住戸の総数の」を「床面積の」に改め、同号の表を次のように改める。

床 面 積	金 額
300平方メートル未満の場合	71,000円（適合証を提出する場合にあつては、9,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	120,000円（適合証を提出する場合にあつては、20,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	204,000円（適合証を提出する場合にあつては、46,000円）
5,000平方メートル以上の場合	293,000円（適合証を提出する場合にあつては、83,000円）

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画（当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われるものに限る。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	34,000円（適合証を提出する場合には、9,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	59,000円（適合証を提出する場合には、20,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	107,000円（適合証を提出する場合には、46,000円）
5,000平方メートル以上の場合	162,000円（適合証を提出する場合には、83,000円）

第2条第4号の表以外の部分を次のように改める。

複合建築物に係る計画（第2号もしくは前号又は次号もしくは第6号に掲げるものを除く。） 計画に係る住宅部分の第2号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額およびその非住宅部分の次の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

第2条第4号の表中「以内」を「未満」に、「を超え、」を「以上」に、「を超える」を「以上の」に改め、同条第5号中「人の居住」を「複合建築物の非住宅部分又は人の居住」に改め、「係る計画」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「建築物全体の」および「又は次号の表」を削り、同条第6号中「非住宅部分又は建築物全体の」を削り、同号の表中「以内」を「未満」に、「を超え、」を「以上」に、「を超える」を「以上の」に改める。

第3条第1号中「17,000円（」の次に「変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては9,000円、」を加え、「、2,500円」を「2,500円」に改め、同条第2号中「前条第2号」の次に「および第3号」を加え、「住戸につき、その変更後の同号の表」を「同条第2号の表又は第3号の表」に、「住戸の総数」を「床面積」に、「同表」を「これらの表」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「（変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、アおよびウに掲げる額）」を削り、同号ア中「住戸の部分」を「住宅部分」に、「住戸につきその変更後の前条第2号の表」を「住宅部分の前条第2号の表又は第3号の表」に、「住戸の総数」を「床面積」に、「同表」を「これらの表」に改め、同号イを削り、同号ウ中「につきその変更後」を削り、「同表」を「これらの表」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同条第3号とし、同条第5号中「変更後の建築物全体の前条第4号の表又は第6号の表」を「変更に係る同条第4号の表」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「変更後の非住宅部分又は建築物全体の前条第6号の表」を「変更に係る同号の表」に改め、同号を同条第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場の項を削り、同表秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場の項中「秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場」を「秋田市立下北手小学校等共同調理場」に改め、同表に次のように加える。

秋田市立下浜小学校、豊岩小学校共同調理場	秋田市下浜羽川字水垂92番地
----------------------	----------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）
の一部を次のように改正する。

別表第1中「山手台」の次に「、南ヶ丘」を加え、「319,100人」を
「301,000人」に、「125,700立方メートル」を「111,000立方メートル」
に改める。

別表第3中「496.1ヘクタール」を「425.7ヘクタール」に、「14,258
人」を「12,488人」に、「3,056.7立方メートル」を「2,578.8立方メー
トル」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市下新城北部農業集落排水施設の項および秋田市下新城南部農業集落排水施設の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市下新城北部農業集落排水施設および秋田市下新城南部農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市下新城北部農業集落排水施設および秋田市下新城南部農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第18条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂積 志

秋田市規則第10号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表産業振興部の項中

「

商工貿易振興課

」

「

--

」を

「

商工貿易振興課
新エネルギー産業推進室

」

に改める。

第11条文化振興課の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 旧松倉家住宅に関すること。

第14条産業企画課の項中第21号を第22号とし、第9号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 辺岨公園に関すること。

第14条商工貿易振興課の項第16号中「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

新エネルギー産業推進室

(1) 再生可能エネルギー関連産業等の振興に関すること。

(2) 再生可能エネルギー関連産業等に係る企業誘致および企業集積に関すること。

(3) 再生可能エネルギー関連産業等に係る関係機関および諸団体との連

絡調整に関すること。

(4) その他新エネルギー産業の振興に係る施策の推進に関すること。

第14条企業立地雇用課の項第1号中「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加える。

第17条住宅整備課の項第4号中「の認定」を「および長期優良住宅維持保全計画の認定」に改める。

第47条第1項の表第3号の次に次のように加える。

3の2	新エネルギー産業推進担当部長	産業振興部	上司の命を受けて、新エネルギー産業の振興に係る施策の推進に関する事務を掌理する。
-----	----------------	-------	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する
規則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則
第100号）の一部を次のように改正する。

本則中第 7 号から第 9 号までを削り、第10号を第 7 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56
号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる農
用地利用集積計画の作成に係る改正前の秋田市農業委員会に対する事務
委任に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第 7 号に掲げる事
務ならびに同条第 2 項に規定する農用地利用集積計画に関する登記の特
例に係る改正前の規則第 8 号および第 9 号に掲げる事務の農業委員会へ
の委任については、なお従前の例による。

秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の4の(1)のイ中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）
の一部を次のように改正する。

別表第 9 項第 2 号中「第44条の 7 第 1 項」を「第44条の11第 1 項」に改め、同項第 3 号中「第44条の 7 第 3 項」を「第44条の11第 3 項」に改め、同表第10項第 2 号中「および第 3 項」を「から第 3 項まで」に改め、同表中第29項を第30項とし、第28項の次に次の 1 項を加える。

29 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57号。以下この項において「法」という。）第15条第 2 項に定める輸出証明書（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設において処理された食肉に係るものを除く。以下この項において同じ。）の発行に関する事項
- (2) 法第17条第 2 項に定める適合施設（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設を除く。以下この項において同じ。）の認定に関する事項
- (3) 法第17条第 4 項に定める適合施設の認定要件に係る確認に関する事項
- (4) 法第17条第 5 項に定める適合施設の改善を求めることおよび適合施設の認定の取消しに関する事項
- (5) 法第53条第 2 項に定める報告等を求めること又は立入調査等に関

する事項

- (6) 法第53条第5項に定める輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消しに関する事項

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則第99号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

5 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この項において「法」という。）第15条第2項に定める輸出証明書（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設において処理された食肉に係るものに限る。以下この項において同じ。）の発行に関する事項
- (2) 法第17条第2項に定める適合施設（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設に限る。以下この項において同じ。）の認定に関する事項
- (3) 法第17条第4項に定める適合施設の認定要件に係る確認に関する事項
- (4) 法第17条第5項に定める適合施設の改善を求めることおよび適合施設の認定の取消しに関する事項
- (5) 法第53条第2項に定める報告等を求めること又は立入調査等に関する事項
- (6) 法第53条第5項に定める輸出証明書の発行又は適合施設の認定の

取消しに関する事項

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「別表第1に掲げる額」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 別表第1に掲げる額

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 別表第1の2に掲げる額

第4条の21第1項第3号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第2項中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第2項、第8条、第12条の6ただし書、第16条第2号および第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第3項を附則第6項とし、附則第2項中「附則第21項」を「附則第24項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第1項の次に次の3項を加える。

2 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の2第1項

の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

3 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「およびその支給額は、別表第3のとおり」とあるのは「は別表第3のとおりとし、その支給額は同表に掲げる支給額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とし、同条第2項中「、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員に支給する」とあるのは「に支給する」と、「支給額」とあるのは「支給額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

4 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第12条の2第1項および第4項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第1調整基本額の欄中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第3条の2関係）

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,400円
4級	7,800円
5級	8,500円
6級	9,800円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号。以下「改正定年条例」という。）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいい、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める改正定年条例附則第8項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、改正後の秋田市職員給与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の2第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

4 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第7条の2第2項の規定により給料の調整額が支給される職員の職（以下「給料の調整額適用職」という。）を占める改正定年条例附則第5項又は附則第10項の規定により採用された職員（以下「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る改正定年条例による改正前の秋田市職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田市条例第13号）第3条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第3条の2および前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員(施行日前に改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第3号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第37号)第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例(以下「改正前の給与条例」という。)およびこれに基づく規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級を基礎として改正前の秋田市職員給与条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第3条の2第1項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合

に順次該当することとなったとした場合)に、改正前の給与条例およびこれに基づく規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級を基礎として改正前の規則第3条の2第1項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ改正前の給与条例およびこれに基づく規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号イ中「および4級」を削る。

別表第13初任給の欄中「1級25号俸」を「1級29号俸」に、「1級15号俸」を「1級19号俸」に、「1級5号俸」を「1級9号俸」に改める。

別表第14初任給の欄中「1級9号俸」を「1級13号俸」に改める。

別表第15初任給の欄中「2級15号俸」を「2級19号俸」に、「2級1号俸」を「2級5号俸」に、「1級17号俸」を「1級21号俸」に、「1級7号俸」を「1級11号俸」に、「1級11号俸」を「1級15号俸」に、「1級1号俸」を「1級5号俸」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表外旭川地区コミュニティセンターの項、太平中学校の項、豊岩中学校の項および下浜中学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則（平成25年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第10条中「に定める」の次に「純資産変動計算書および」を加え、「および行政サービス実施コスト計算書」を削る。

第11条各号を次のように改める。

- (1) 法人の目的および業務内容
- (2) 法人の位置付けおよび役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 理事長の理念ならびに運営上の方針および戦略
- (5) 中期計画および年度計画の概要
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するために必要な財源その他の資源
- (7) 業務運営上の課題およびリスクの状況ならびにこれらへの対応策
- (8) 業務の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果および当該業務に要した資源
- (10) 予算および決算の概要
- (11) 要約した財務諸表
- (12) 財政状態、運営状況およびキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

(13) 内部統制の運用の状況

(14) 法人に関する基礎的な情報

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則（平成26年秋田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第14条」を「第15条」に改める。

第10条中「）に定める」を「。以下「地方独立行政法人会計基準及び注解」という。）に定める純資産変動計算書、」に、「行政サービス実施コスト計算書」を「行政コスト計算書」に改める。

第11条各号を次のように改める。

- (1) 法人の目的および業務内容
- (2) 法人の位置付けおよび役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 理事長の理念ならびに運営上の方針および戦略
- (5) 中期計画および年度計画の概要
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するために必要な財源その他の資源
- (7) 業務運営上の課題およびリスクの状況ならびにこれらへの対応策
- (8) 業務の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果および当該業務に要した資源
- (10) 予算および決算の概要
- (11) 要約した財務諸表

(12) 財政状態、運営状況およびキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

(13) 内部統制の運用の状況

(14) 法人に関する基礎的な情報

第19条を第20条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

(会計監査報告の作成)

第13条 会計監査人は、法第35条第1項後段の規定により会計監査報告を作成しようとするときは、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図りながら、情報の収集および監査の環境の整備に努めなければならない。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる者

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度および独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設および維持を認めるものと解してはならない。

3 法第35条第1項後段の会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監査の方法およびその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号および次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見がある場合は、次に掲げる意見の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準及び注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準及び注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨および除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨およびその理由

(3) 前号の意見がない場合は、その旨およびその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、法第34条第2項の事業報告書（会計に係る部分に限る。）および決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号の追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項もしくは第4項各号」に改め、「第57条の4第1項ただし書」の次に「、法第58条第2項」を加える。

第18条第3項中「法第68条の3第1項」を「法第52条第6項第3号、法第68条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委規則第1号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則
秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則
第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場の項を削り、同
表秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場の項を次のように改め
る。

秋田市立下北手小学校等共同調理場	下北手小学校、太平小学校および下北手中学校
------------------	-----------------------

第2条の表に次のように加える。

秋田市立下浜小学校、豊岩小学校共同調理場	下浜小学校および豊岩小学校
----------------------	---------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第 1 号

秋田市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員からの苦情相談に関する規則（平成17年秋田市公平委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「第28条の 4 又は第28条の 5 の規定に基づく」を
「第22条の 4 第 1 項の規定による」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 1 項もしくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項もしくは第 2 項の規定による採用は、改正後の秋田市職員からの苦情相談に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する法第22条の 4 第 1 項の規定による採用とみなす。

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第 1 号

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局文書取扱規程（平成26年秋田市上下水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用があるときは、同項第1号（他人の土地に給水装置を設置するときに限る。）および第2号の規定は、適用しない。
- 3 前項の場合において、第1項の申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第3号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3条第3項第1号」を「第3条第2項第1号」に改める。

第3条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第22条第1項中「別表第6」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号。以下「初任給等規則」という。）別表第18ア」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（降格）

第22条の2 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

第23条第1項中「と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）」を「に対応する初任給等規則別表第19アに定める降格時号俸対応表の降格後の号俸の欄に定める号俸」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号俸は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号俸でなければならない。

別表第5中「1級25号俸」を「1級29号俸」に、「1級15号俸」を「1級19号俸」に、「1級5号俸」を「1級9号俸」に改める。

別表第 6 を次のように改める。

別表第 6 削除

別表第 7 中	「	3 / 3 以下	を	「	3 / 3 以下	」
	」	1 / 2 以下		」		

に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第30号を第31号とし、第10号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 新エネルギー産業推進担当部長 組織規則第47条第1項に規定する新エネルギー産業推進担当部長をいう。

第3条第1項の表市場長および所長の項の次に次のように加える。

新エネルギー産業推進担当部長	部長又は次長	主管課長	部の連絡調整を行う課長
----------------	--------	------	-------------

第3条第7項中「うち」の次に「、中央卸売市場の」を、「市場長が」の次に「、新エネルギー産業推進室の主管に属する事項（別表第1第1号から第4号までに關するものを除く。）に限り新エネルギー産業推進担当部長（新エネルギー産業推進担当部長が不在のときは産業振興部の次長）がそれぞれ」を加える。

第10条観光文化スポーツ部長専決事項の項第1号中「文化施設」を「観光施設および文化施設」に、「および」を「ならびに」に改める。

第10条の4を第10条の5とし、第10条の3を第10条の4とし、第10条の

2の次に次の1条を加える。

(新エネルギー産業推進担当部長専決事項)

第10条の3 新エネルギー産業推進担当部長の専決事項は、部長共通専決事項のうち、新エネルギー産業推進室の主管に属する事項(別表第1第1号から第4号までに關するものに限る。)とする。

第11条文化振興課長専決事項の項に次の1号を加える。

(3) 旧松倉家住宅の管理に關すること。

第11条産業企画課長専決事項の項に次の1号を加える。

(13) 辺岨公園の管理に關すること。

別表第1中「第10条の3」を「第10条の4」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条文化振興課長専決事項の項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成7年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「から」の次に「第3号まで、第4号から」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市訓令第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表中第45号を第46号とし、第31号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、第30号の次に次のように加える。

(31)	新エネルギー 一産業推進 担当部長印	てん書	方 16 ミリメ ートル	木印	新エネルギー 一産業推進 担当部長名 をもって発 する文書	新エネルギー 一産業推進 室長	1
------	--------------------------	-----	--------------------	----	---	-----------------------	---

別表の公印のひな形中(45)を(46)とし、(31)から(44)までを(32)から(45)までとし、

「 (30) を 「 (30) (31) に改める。」

秋	田	市
○	○	部
長	之	印

秋	田	市
○	○	部
長	之	印

秋	田	市
新エネルギー		
産業推進担当		
部長之印		

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第6号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、福祉保健部（保健所に限る。）」を削り、同条第2号中「（保健所を除く。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市訓令第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市庁議規程の一部を改正する訓令

秋田市庁議規程（平成23年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「産業振興部長」の次に「、新エネルギー産業推進担当部長」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市訓令第 8 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4の(1)の表中「1級13号俸」を「1級17号俸」に、「1級17号俸」を「1級21号俸」に改め、別表第4の(2)の表中「1級17号俸」を「1級21号俸」に、「1級21号俸」を「1級25号俸」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 9 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規程（令和元年秋田市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「1 号俸」を「7 号俸」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

秋田市議会議長 岩谷政良

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年秋田市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、条例の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格および皮膚の色ならびに目、鼻、口その他の顔の部位の位置および形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉ならびに声道の形状およびその変化

オ 歩行の際の姿勢および両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐および端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号および同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号および同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号および同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号および加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号

(12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(13) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者番号

(14) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特

別永住者証明書の番号

(15) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号および保険者番号

(16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

(17) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指

導又は診療もしくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失もしくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無およびその内容

(5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限および責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成および公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるものおよび同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項および第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて1の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第6号に該当

するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第6号の議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第7号の議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号に規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号に規定する者および前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第9号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的および記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的および記録範囲の範囲内であるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第9条 条例第18条第1項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿とする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名および住所又は居所と同一の氏名および住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項および次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理

人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の際に通知すべき事項）

第11条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間および場所ならびに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数および送付に要する費用

（開示決定通知書等）

第12条 条例第25条第1項の書面は、開示決定通知書とする。

2 条例第25条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第13条 条例第26条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第14条 条例第27条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書とする。

（第三者意見照会書等）

第15条 条例第28条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書により行うものとする。

- 2 条例第28条第2項の書面は、第三者意見照会書とする。
- 3 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書とする。
- 4 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 5 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求の年月日
 - (2) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限
- 6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別およびその理由
- 7 条例第28条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書とする。
(電磁的記録の開示方法)

第16条 条例第29条第1項の規定により電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として議長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付
(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨および当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場

合にあっては、その旨および当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(写しの交付に要する費用の額等)

第18条 条例第31条の議長が定める方法は、第16条第2号および第3号の規定による交付その他議長が認める方法とする。

2 条例第31条に規定する写しの交付に要する費用は、当該写しの作成および送付に要する費用とし、その額は、別表に定めるところによる。

3 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、議長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 議会公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、第1項に規定する方法を含む。）の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている議会公文書1件につき1部とする。

(訂正決定通知書等)

第19条 条例第35条第1項の書面は、訂正決定通知書とする。

2 条例第35条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第20条 条例第36条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第21条 条例第37条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第22条 条例第38条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書とする。

(利用停止決定通知書等)

第23条 条例第42条第1項の書面は、利用停止決定通知書とする。
 2 条例第42条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第24条 条例第43条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第25条 条例第44条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書とする。

(諮問をした旨の通知書)

第26条 条例第46条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書により行うものとする。

(委任)

第27条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第18条関係）

議会公文書の媒体	写しの交付の方法		金額
文書又は図画	電子複写機により用紙に複写したものの交付	単色（黒）刷り	1枚につき 10円
		カラー複写	1枚につき 50円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 および X 6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置又は日本産業規格 X 6241 に適合する直径120ミリメートルの光	写しの作成に要する費用に相当する額に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	

	ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付		
電磁的記録	用紙に出力したものの交付	単色（黒）刷り	1枚につき 10円
		カラー複写	1枚につき 50円
	電磁的記録として複写したものを光ディスクに複写したものの交付		写しの作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を1枚として計算する。
- 2 文書又は図画を複写する用紙および電磁的記録を出力する用紙の大きさは、日本産業規格A列3番以下とする。
- 3 この表に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、当該写しの作成に要した額とする。
- 4 写しの送付に要する費用は、郵送料相当額とし、納入通知書により納付する。

秋田市教委訓令第1号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程および秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月16日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教育委員会職員服務規程および秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令
次に掲げる訓令の規定中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」
に改める。

- (1) 秋田市教育委員会職員服務規程（平成7年秋田市教委訓令第2号）
第1条
- (2) 秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程（平成19年秋田市教委訓令第3号）第1条

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
（秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程の適用を受ける暫定再任用職員（秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号）附則第8項に規定する暫定再任用職員を

いう。)の給料月額については、秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の適用を受ける職員の例によるものとする。

秋田市教委訓令第2号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市立千秋美術館美術作品等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立千秋美術館美術作品等取扱規程の一部を改正する訓令
秋田市立千秋美術館美術作品等取扱規程（平成元年秋田市教委訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項および第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月7日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

秋田市火災調査規程の一部を改正する訓令

秋田市火災調査規程（平成20年秋田市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「認定」を「判定」に改める。

第3条第1項第15号および第19条中「認定」を「判定」に改める。

第21条第2項中「火災状況見分書」を「出火出動時における見分調査書」に改める。

第22条第2項中「聴取事項記録書」を「質問調査書」に改める。

第31条第1項中「認定」を「判定」に改め、同条第2項中「質問記録書」を「質問調査書」に改める。

第33条第2項中「命令又は」の次に「報告徴収書により」を加える。

第2章第9節の節名を次のように改める。

第9節 原因の判定

第44条中「認定」を「判定」に改める。

第45条（見出しを含む。）中「認定」を「判定」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「調査書類等」を「実況見分調査書等の調査書類および収集した資料（以下「調査書類等」という。）」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第60条中「火災調査台帳等」を「調査書類等」に改める。

第63条第3項中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市火災調査規程第60条の規定は、この訓令の施行の日以後に発生した火災に係るり災証明の申請について適用し、同日前に発生した火災に係るり災証明の申請については、なお従前の例による。

秋田市告示第46号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度分市税督促状（2件）
令和元年度分市税督促状（1件）
令和3年度分市税督促状（8件）
令和4年度分市税督促状（510件）

秋田市告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和5年3月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 プロフェ クト・バラ ンス	居宅介護支 援事業所太 陽	秋田市高陽青柳町 9番20号	令和5年2月28日	居宅介護 支援

秋田市告示第48号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月2日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 不明

氏名 亡猪股万希夫相続財産

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

秋田市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月2日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田食品衛生協会

会長 佐 藤 卯兵衛

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

秋田市告示第50号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関を次のとおり定めたので、同法第159条の規定により告示する。

令和5年3月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定定期検査機関の名称
一般社団法人 秋田県計量協会
- 2 指定定期検査機関の住所
秋田市川尻若葉町1番5号
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、廃止および休止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月7日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
石田歯科医院	秋田市南通亀の町5番7号	令和4年7月1日
いとう内科胃腸内科クリニック	秋田市仁井田本町五丁目7番5号	令和4年7月1日
医療法人ABE安倍歯科医院	秋田市中通三丁目3番28号	令和4年8月1日
こまめ訪問看護ステーション	秋田市手形からみでん7番13号 コーポマツダ202号	令和4年7月1日
すずらん薬局壹騎町店	秋田市土崎港中央六丁目14番15号	令和4年9月1日
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	令和4年10月1日
土崎駅前内科	秋田市土崎港中央六丁目14番14号	令和4年9月1日
きらら調剤薬局市立病院前店	秋田市川元松丘町4番59号	令和4年7月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
石田歯科医院	秋田市南通亀の町5番7号	令和4年6月30日
いとう内科胃腸内科クリニック	秋田市仁井田本町五丁目7番5号	令和4年6月30日
安倍歯科医院	秋田市中通三丁目3番28号	令和4年7月31日
のなか歯科医院	秋田市泉北二丁目2番16号	令和4年9月30日
グレイスコール訪問看護ステーションいいじま	秋田市飯島道東二丁目12番45号 ハイ・ロードブリッチ1-B	令和4年9月30日
土崎駅前内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	令和4年8月31日

3 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
訪問看護ステーションつばめ	秋田市仁井田本町六丁目2番8号 レジデンス関B101	令和4年4月30日

秋田市告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、廃止および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月7日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
グループホームソフト ハンド四ツ小屋	秋田市四ツ小屋字街道東367番地	令和4年9月1日
ヒロコージ調剤薬局	秋田市千秋久保田町3番15号	令和4年6月27日
すずらん薬局壹騎町店	秋田市土崎港中央六丁目14番15号	令和4年9月1日
赤とんぼ居宅介護支援 事業所	秋田市仁井田本町六丁目2番8号 レジデンス関B棟102号室	令和4年9月15日
デイサービス福多朗	秋田市土崎港北一丁目13番37号	令和4年9月15日
訪問介護事業所旭南	秋田市旭南二丁目4番11号	令和4年10月1日
土崎駅前内科	秋田市土崎港中央六丁目14番14号	令和4年9月1日
デイサービス福多朗	秋田市土崎港北一丁目13番37号	令和4年11月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
土崎駅前内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	令和4年8月31日
小規模多機能型居宅介護事業所よつば	秋田市旭南二丁目3番17号	令和4年9月30日
グレイスコール訪問看護ステーションいいじま	秋田市飯島道東二丁目12番45号 ハイ・ロードブリッチ1-B号	令和4年9月30日
光峰苑デイサービスセンター	秋田市添川字鶴木台65番地3	令和4年9月30日
東通介護支援センター	秋田市東通観音前1番2号	令和4年10月14日
ハートプレイス	秋田市桜一丁目9番13号	令和4年10月7日
あおぞらケアプランセンター	秋田市大住南二丁目8番19号	令和5年1月15日
こだま居宅介護支援事業所	秋田市仁井田字新中島1035番地	令和4年11月15日

3 変更

事業所名称	所在地		変更年月日
株式会社サンメディカル秋田店	旧	秋田市土崎港中央三丁目12番9号	令和4年5月23日
	新	秋田市土崎港中央一丁目15番21号 2-1号室	
ホームケア土屋秋田	旧	秋田市寺内字イサノ101番地 アルファーコート1C号室	令和3年10月1日
	新	秋田市桜二丁目17番5号	

秋田市告示第53号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和4年度第7期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年3月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
仁井田上町町内会
- 2 認可年月日
平成17年4月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 堀 川 松 男
秋田市仁井田本町三丁目2番10号
変更後 鈴 木 平 裕
秋田市仁井田本町一丁目19番19号
- 4 変更年月日
令和5年2月5日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年3月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
名ヶ沢自治会
- 2 認可年月日
平成24年3月1日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 深 井 勝 雄
秋田市下浜名ヶ沢字浦田189番地
変更後 工 藤 恭 悦
秋田市下浜名ヶ沢字浦田9番地
- 4 変更年月日
令和5年2月19日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月8日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市御所野地蔵田二丁目2番1号

株式会社松美造園建設工業

代表取締役 中 村 淳

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年3月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
荒巻町内会
- 2 認可年月日
平成18年8月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 浅 利 忠 義
秋田市上北手荒巻字荒巻126番地
変更後 鈴 木 一 弘
秋田市上北手荒巻字前田72番地
- 4 変更年月日
令和5年2月12日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第58号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事から令和5年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和5年3月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として告示された年月日
令和5年3月7日 秋田県告示第95号
- 2 調査を実施する者の名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市河辺神内字鳥井長根の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市河辺神内字沢見の一部
秋田市河辺神内字堂坂の一部
秋田市河辺神内字鳥井長根の一部
- 4 調査期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和5年3月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

S B ペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸一丁目7番1号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

会計	款	項	目	節	細節
08 大森山動物園会計	01 使用料及び手数料	01 使用料	01 動物園使用料	01 動物園入園料	01 動物園入園料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和5年3月6日

4 指定納付受託者を指定する期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年3月9日

秋田市長 穂 積 志

専決第9号

専 決 処 分 書

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第9号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,957,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 4,279,704	千円 1,000,000	千円 5,279,704
	2 基金繰入金	4,123,787	1,000,000	5,123,787
歳入合計		150,957,326	1,000,000	151,957,326

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		16,246,458	1,000,000	17,246,458
	2 道路橋りょう費	5,608,357	1,000,000	6,608,357
	歳 出 合 計	150,957,326	1,000,000	151,957,326

秋田市告示第61号

令和5年3月7日の「令和5年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年3月9日

秋田市長 穂 積 志

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,213,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,171,022千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の補正は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	市税	44,354,122	△1,193,401	43,160,721
	1 市民税	20,349,237	△1,154,969	19,194,268
	2 固定資産税	19,352,882	△32,099	19,320,783
	3 軽自動車税	925,752	△21,348	904,404
	4 市たばこ税	2,152,121	34,085	2,186,206
	5 鉱産税	5,746	△2,209	3,537
	6 入湯税	32,834	12,098	44,932
	7 事業所税	1,535,550	△28,959	1,506,591
2	地方譲与税	1,091,858	768	1,092,626
	1 地方揮発油譲与税	224,471	19,920	244,391
	2 自動車重量譲与税	675,149	△24,965	650,184
	4 森林環境譲与税	126,326	5,813	132,139
3	利子割交付金	21,034	△8,279	12,755
	1 利子割交付金	21,034	△8,279	12,755
4	配当割交付金	86,226	55,635	141,861
	1 配当割交付金	86,226	55,635	141,861
6	法人事業税交付金	702,480	△35,427	667,053
	1 法人事業税交付金	702,480	△35,427	667,053
7	地方消費税交付金	8,908,930	△434,772	8,474,158
	1 地方消費税交付金	8,908,930	△434,772	8,474,158
8	ゴルフ場利用税交付金	52,470	3,692	56,162
	1 ゴルフ場利用税交付金	52,470	3,692	56,162
9	環境性能割交付金	64,606	△10,648	53,958
	1 環境性能割交付金	64,606	△10,648	53,958
11	地方特例交付金	462,939	△96,070	366,869
	1 地方特例交付金	448,692	△111,240	337,452

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	14,247	15,170	29,417
12	地方交付税	21,155,000	435,762	21,590,762
	1 地方交付税	21,155,000	435,762	21,590,762
14	分担金及び負担金	471,339	△13,906	457,433
	2 負担金	470,439	△13,906	456,533
15	使用料及び手数料	2,316,936	△24,340	2,292,596
	1 使用料	1,139,650	△28,897	1,110,753
	2 手数料	1,177,286	4,557	1,181,843
16	国庫支出金	32,662,403	△305,452	32,356,951
	1 国庫負担金	20,917,572	41,193	20,958,765
	2 国庫補助金	11,671,266	△346,110	11,325,156
	3 委託金	73,565	△535	73,030
17	県支出金	10,776,509	△23,419	10,753,090
	1 県負担金	6,542,773	△6,333	6,536,440
	2 県補助金	3,569,272	△11,691	3,557,581
	3 委託金	664,464	△5,395	659,069
18	財産収入	380,217	63,295	443,512
	1 財産運用収入	149,802	318	150,120
	2 財産売払収入	230,415	62,977	293,392
19	寄附金	802,895	26,486	829,381
	1 寄附金	802,895	26,486	829,381
20	繰入金	5,279,704	603,570	5,883,274
	1 特別会計繰入金	155,917	134,747	290,664
	2 基金繰入金	5,123,787	468,823	5,592,610
22	諸収入	8,313,747	788,602	9,102,349
	1 延滞金、加算金及び過料	53,003	△10,000	43,003

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 貸付金元利収入	7,001,237	621,786	7,623,023
	4 受託事業収入	34,155	△2,494	31,661
	5 雑入	1,225,351	179,310	1,404,661
23 市債		12,447,800	1,381,600	13,829,400
	1 市債	12,447,800	1,381,600	13,829,400
	歳入合計	151,957,326	1,213,696	153,171,022

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	664,361	△9,558	654,803
	1 議会費	664,361	△9,558	654,803
2	総務費	14,760,846	532,259	15,293,105
	1 総務管理費	12,756,658	589,398	13,346,056
	2 徴税費	1,108,190	△27,601	1,080,589
	3 戸籍住民基本台帳費	482,498	△15,027	467,471
	4 選挙費	283,153	△9,554	273,599
	5 統計調査費	46,820	△3,631	43,189
	6 監査委員費	83,527	△1,326	82,201
3	民生費	57,573,368	△464,127	57,109,241
	1 社会福祉費	28,913,723	△574,072	28,339,651
	2 児童福祉費	19,436,167	58,791	19,494,958
	3 生活保護費	9,185,495	49,515	9,235,010
	4 国民年金費	37,233	1,639	38,872
4	衛生費	15,771,026	178,598	15,949,624
	1 環境衛生費	609,424	△2,464	606,960
	2 保健所費	6,602,743	127,954	6,730,697
	3 清掃費	6,110,477	△72,116	6,038,361
	4 病院費	1,550,065	139,395	1,689,460
	5 上水道費	92,740	188	92,928
	6 食肉衛生検査所費	168,734	1,017	169,751
	7 母子衛生費	636,843	△15,376	621,467
5	労働費	760,670	△10,548	750,122
	1 労働諸費	760,670	△10,548	750,122
6	農林水産業費	3,383,095	362,540	3,745,635
	1 農業費	2,353,825	281,906	2,635,731

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 農業集落排水費	495,330	△35,982	459,348
	3 林業費	533,940	116,616	650,556
7 商工費		10,098,402	△250,709	9,847,693
	1 商工費	10,098,402	△250,709	9,847,693
8 土木費		17,246,458	263,439	17,509,897
	1 土木管理費	313,323	△5,381	307,942
	2 道路橋りょう費	6,608,357	224,220	6,832,577
	3 河川費	879,608	△9,602	870,006
	4 港湾費	160,688	△37,387	123,301
	5 都市計画費	4,069,563	173,447	4,243,010
	6 下水道費	4,170,870	△87,266	4,083,604
	7 住宅費	1,044,049	5,408	1,049,457
9 消防費		4,429,582	30,724	4,460,306
	1 消防費	4,429,582	30,724	4,460,306
10 教育費		13,900,774	49,099	13,949,873
	1 教育総務費	1,911,536	46,246	1,957,782
	2 小学校費	3,091,954	△79,664	3,012,290
	3 中学校費	2,581,209	137,402	2,718,611
	4 高等学校費	858,930	1,347	860,277
	5 幼稚園費	402,908	△40,002	362,906
	6 社会教育費	3,010,865	△15,463	2,995,402
	7 保健体育費	652,868	△9,620	643,248
	8 専修学校費	139,417	3,853	143,270
	9 大学費	1,251,087	5,000	1,256,087
11 災害復旧費		58,814	15,260	74,074
	1 農林水産施設災害復旧費	18,811	15,260	34,071

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	公債費	13,109,929	516,719	13,626,648
	1 公債費	13,109,929	516,719	13,626,648
	歳出合計	151,957,326	1,213,696	153,171,022

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	外旭川地区まちづくり基本構想策定経費	千円 19,756
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉センター改修経費	53,376
	2 児童福祉費	児童福祉施設等整備費補助金	6,800
		公立保育所等安全対策事業	1,376
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	26,626
		低コスト技術等導入支援事業	20,434
		種子センター整備支援事業	176,150
		県営土地改良施設等整備事業負担金	385,398
	3 林業費	森林管理受託事業	12,000
		林業施設整備保全事業	8,809
		施業効率化施設等整備事業	15,886
8 土木費	1 土木管理費	県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金	5,000
	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	220,000
		地下道等改修事業	5,600
		下新城大規模堆雪場（仮称）整備事業	41,822
		公用車更新経費	5,046
		道路冠水対策事業	71,000
		道路改良事業	440,367
		側溝改良事業	86,000
		私道整備補助金	1,388
		電線共同溝整備事業	133,772
		橋りょう修繕事業	168,000
		道路橋長寿命化修繕計画策定事業	9,400

款	項	事業名	金額
		橋りょう整備事業	千円 10,730
		人にやさしい歩道づくり事業	67,434
	3 河川費	道路排水路等整備事業	29,691
		河川環境整備事業	131,400
	4 港湾費	県施行秋田港整備事業負担金	6,250
		秋田市ポータワー・秋田港振興センター修繕経費	4,132
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	23,256
		中心市街地優良建築物等整備事業費補助金	50,000
		大規模盛土造成地調査経費	25,200
		交通政策管理費	14,073
		地方道路交付金事業	445,250
10 教育費	1 教育総務費	学校給食センター設備等改修経費	30,701
	3 中学校費	中学校長寿命化改良事業（河辺中学校）	147,285
	6 社会教育費	旧松倉家住宅修復整備事業	1,267
		旧松倉家住宅開館準備経費	555
	8 専修学校費	秋田公立美術大学附属高等学院教育振興費	3,000
	9 大学費	公立大学法人施設整備費補助金	23,071
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	11,040
		林業施設災害復旧事業	15,260

(変更)

款	項	事業名	金額	
				千円
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	補正前	85,500
			補正額	42,000
			補正後	127,500
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	補正前	260,000
			補正額	303,550
			補正後	563,550
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	補正前	295,372
			補正額	34,001
			補正後	329,373
	3 中学校費	中学校施設等改修経費	補正前	502,410
			補正額	57,397
			補正後	559,807

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
庁内定型業務RPA運用経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 1,303
高齢者等デジタル活用支援事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	3,583
文化創造プロジェクト推進経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	250
地域おこし協力隊活用事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	2,067
秋田市シティプロモーション推進事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	606
秋田の魅力発信素材充実事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	1,386
まちなか観光案内所運営経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	10,068
観光客等受入促進事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	500
秋田港大型クルーズ船誘致等事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	75,337
文化創造館管理運営経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	112,760
あきた芸術劇場管理運営費	令和4年度 ┆ 令和5年度	132,437
市民スポーツ活動振興事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	16,915
休日在宅診療当番医制業務委託経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	3,595
臨時診療所設置運営事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	290

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対策事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 336,240
子ども福祉医療制度拡充経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	58,476
子育て情報発信事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	1,751
若者自立支援事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	6,010
児童福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 ┆ 令和5年度	577,796
母子保健関連事業委託経費等	令和4年度 ┆ 令和5年度	247,517
次世代エネルギーパーク運営経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	2,106
情報統合管理基盤運用経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	10,739
あきエコどんどんプロジェクト事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	6,563
ビジネススタートアップ支援事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	9,917
中心市街地循環バス運行事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	12,147
買物タクシー事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	1,456
市議会本会議中継等業務委託経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	2,773
飯島南小学校スクールバス車両借上経費	令和4年度 ┆ 令和7年度	22,140

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定子ども未来センター分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 572

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
美術館施設整備等経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 25,563	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 52,128
社会福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 ┆ 令和5年度	45,593	令和4年度 ┆ 令和5年度	48,794
老人福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 ┆ 令和5年度	127	令和4年度 ┆ 令和5年度	147,605
健康管理関連事業委託経費等	令和4年度 ┆ 令和5年度	17,090	令和4年度 ┆ 令和5年度	444,903
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定契約課分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	16,665	令和4年度 ┆ 令和5年度	17,145
同 上 (令和4年度設定財産管理活用課分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	25,349	令和4年度 ┆ 令和5年度	26,138
同 上 (令和4年度設定情報統計課分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	143,619	令和4年度 ┆ 令和5年度	175,477
同 上 (令和4年度設定観光振興課分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	303,606	令和4年度 ┆ 令和5年度	304,557
同 上 (令和4年度設定スポーツ振興課分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	104,343	令和4年度 ┆ 令和5年度	104,951
同 上 (令和4年度設定佐竹史料館分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	7,407	令和4年度 ┆ 令和5年度	8,371
同 上 (令和4年度設定生活総務課分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	627	令和4年度 ┆ 令和5年度	7,895
同 上 (令和4年度設定保健総務課分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	15,763	令和4年度 ┆ 令和5年度	15,777

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定子ども育成課分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 8,252	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 16,861
同 上 (令和4年度設定産業企画課分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	281,941	令和4年度 ┆ 令和5年度	282,565
同 上 (令和4年度設定建設総務課分)	令和4年度 ┆ 令和5年度	158,270	令和4年度 ┆ 令和5年度	591,303

第4表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 530,000	千円 4,800	千円 534,800			
児童福祉費	55,400	△ 800	54,600			
農業費	206,100	266,300	472,400			
林業費	34,300	△ 200	34,100			
道路橋りょう費	2,825,700	37,000	2,862,700			
港湾費	12,000	△ 6,400	5,600			
土地区画整理費	828,300	234,400	1,062,700			
街路事業費	214,800	7,700	222,500			
公園整備費	182,700	△ 3,500	179,200			
住宅費	281,500	22,800	304,300			
消防費	578,300	△ 11,900	566,400			
小学校費	444,100	△ 3,400	440,700			
中学校費	803,400	146,100	949,500			
社会教育費	832,900	5,400	838,300			
臨時財政対策債	2,565,500	47,400	2,612,900			
教育総務費		27,600	27,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
減収補てん債		255,100	255,100			
調整債		353,200	353,200			
計	12,447,800	1,381,600	13,829,400			

令和 4 年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 461,446 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,371,171 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国庫支出金	920,443	230,723	1,151,166
	1 国庫補助金	920,443	230,723	1,151,166
3	繰入金	955,400	230,723	1,186,123
	1 一般会計繰入金	955,400	230,723	1,186,123
	歳入合計	1,909,725	461,446	2,371,171

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		1,907,225	461,446	2,368,671
	1 土地区画整理費	1,907,225	461,446	2,368,671
	歳 出 合 計	1,909,725	461,446	2,371,171

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅西北地区土地区画整理事業	千円 277,100

(変更)

款	項	事業名	金額	
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業		千円
			補正前	520,000
			補正額	330,000
			補正後	850,000

令和4年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,812千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	財産収入	31,317	918	32,235
	1 財産運用収入	2,632	△340	2,292
	2 財産売払収入	28,683	251	28,934
	3 分収林収入	2	1,007	1,009
3	繰入金	164,615	328	164,943
	1 一般会計繰入金	164,615	328	164,943
4	繰越金	2,500	1,566	4,066
	1 繰越金	2,500	1,566	4,066
6	寄附金	0	1,000	1,000
	1 寄附金	0	1,000	1,000
	歳 入 合 計	249,924	3,812	253,736

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	28,950	93	29,043
	1 総務管理費	28,950	93	29,043
2	事業費	84,874	1,235	86,109
	1 造林事業費	84,874	1,235	86,109
4	諸支出金	357	2,484	2,841
	1 分収交付金	357	2,484	2,841
	歳 出 合 計	249,924	3,812	253,736

令和4年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,467千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	55,890	1,285	57,175
	1 使用料	34,162	1,285	35,447
3	繰越金	1	11,834	11,835
	1 繰越金	1	11,834	11,835
4	諸収入	537	△330	207
	1 雑入	537	△330	207
	歳 入 合 計	61,678	12,789	74,467

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	56,227	0	56,227
	1 総務管理費	56,227	0	56,227
3	繰出金	1	12,789	12,790
	1 一般会計繰出金	1	12,789	12,790
5	予備費	100	0	100
	1 予備費	100	0	100
	歳 出 合 計	61,678	12,789	74,467

令和4年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 発電収入		千円 179,182	千円 119,671	千円 298,853
	1 発電収入	179,182	119,671	298,853
歳 入 合 計		179,183	119,671	298,854

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 35,852	千円 △2,287	千円 33,565
	1 総務管理費	35,852	△2,287	33,565
2 繰出金		143,131	121,958	265,089
	1 一般会計繰出金	143,131	121,958	265,089
歳 出 合 計		179,183	119,671	298,854

令和4年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の病院事業債管理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,335千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,146,880千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸収入		千円 246,047	千円 14,335	千円 260,382
	1 貸付金元利収入	246,047	14,335	260,382
歳 入 合 計		11,132,545	14,335	11,146,880

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	公債費	363,145	14,335	377,480
	1 公債費	363,145	14,335	377,480
	歳 出 合 計	11,132,545	14,335	11,146,880

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市立秋田総合病院貸付金	1 市立秋田総合病院貸付金	地方独立行政法人市立秋田総合病院貸付金	千円 167,300

令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算（第3号）

令和4年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,903千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,413,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	給食費収入	1,292,008	△30,086	1,261,922
	1 給食費収入	1,292,008	△30,086	1,261,922
2	繰入金	124,821	25,383	150,204
	1 一般会計繰入金	124,821	25,383	150,204
3	繰越金	1	739	740
	1 繰越金	1	739	740
4	諸収入	1	1,061	1,062
	1 雑入	1	1,061	1,062
	歳 入 合 計	1,416,831	△2,903	1,413,928

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1,414,831	△2,903	1,411,928
	1 総務管理費	1,414,831	△2,903	1,411,928
	歳 出 合 計	1,416,831	△2,903	1,413,928

令和4年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,027,871千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	4,796,652	21,166	4,817,818
	1 国民健康保険税	4,796,652	21,166	4,817,818
3	国庫支出金	224	376	600
	1 国庫補助金	224	376	600
4	県支出金	23,158,307	△219,798	22,938,509
	1 県補助金	23,158,306	△219,798	22,938,508
5	財産収入	538	10	548
	1 財産運用収入	538	10	548
6	繰入金	2,578,245	△29,853	2,548,392
	1 一般会計繰入金	2,578,244	△29,853	2,548,391
7	繰越金	1	692,619	692,620
	1 繰越金	1	692,619	692,620
8	諸収入	23,032	6,350	29,382
	1 延滞金、加算金及び過料	1,001	6,350	7,351
	歳 入 合 計	30,557,001	470,870	31,027,871

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	22,399,987	64,545	22,464,532
	2 高額療養費	2,880,185	64,545	2,944,730
3	国民健康保険事業費納付金	7,586,241	△56,517	7,529,724
	1 医療給付費分	5,554,497	△58,246	5,496,251
	2 後期高齢者支援金等分	1,627,270	△45,486	1,581,784
	3 介護納付金分	404,474	47,215	451,689
6	基金積立金	538	450,010	450,548
	1 基金積立金	538	450,010	450,548
8	諸支出金	18,977	12,832	31,809
	1 償還金及び還付加算金	18,976	12,832	31,808
	歳 出 合 計	30,557,001	470,870	31,027,871

令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）

令和4年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ551,878千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,137,882千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	6,520,884	148,610	6,669,494
	1 介護保険料	6,520,884	148,610	6,669,494
3	国庫支出金	7,482,555	67,656	7,550,211
	1 国庫負担金	5,380,284	△11,732	5,368,552
	2 国庫補助金	2,102,271	79,388	2,181,659
4	支払基金交付金	8,250,770	△47,397	8,203,373
	1 支払基金交付金	8,250,770	△47,397	8,203,373
5	県支出金	4,485,622	△23,252	4,462,370
	1 県負担金	4,264,078	△9,155	4,254,923
	2 県補助金	221,544	△14,097	207,447
6	財産収入	2,003	△28	1,975
	1 基金運用収入	2,003	△28	1,975
7	繰入金	4,794,218	△22,143	4,772,075
	1 一般会計繰入金	4,794,217	△22,142	4,772,075
	2 基金繰入金	1	△1	0
8	繰越金	49,877	428,432	478,309
	1 繰越金	49,877	428,432	478,309
	歳入合計	31,586,004	551,878	32,137,882

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	29,674,966	△64,258	29,610,708
	1 介護サービス等諸費	27,252,043	△82,697	27,169,346
	2 介護予防サービス等諸費	560,270	25,532	585,802
	3 高額介護サービス等費	831,555	30,788	862,343
	4 特定入所者介護サービス等費	993,408	△37,731	955,677
	5 その他諸費	37,690	△150	37,540
3	地域支援事業費	1,473,315	△112,268	1,361,047
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	836,268	△105,828	730,440
	2 一般介護予防事業費	41,879	△5,471	36,408
	3 包括的支援事業・任意事業費	589,851	△969	588,882
5	基金積立金	2,003	599,972	601,975
	1 基金積立金	2,003	599,972	601,975
7	諸支出金	49,932	128,432	178,364
	1 償還金及び還付加算金	49,932	128,432	178,364
	歳 出 合 計	31,586,004	551,878	32,137,882

第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和4年度 ） 令和5年度	千円 90,257	令和4年度 ） 令和5年度	千円 562,391

令和4年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116,881千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,116,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	3,241,269	△107,161	3,134,108
	1 後期高齢者医療保険料	3,241,269	△107,161	3,134,108
3	繰入金	971,066	△9,720	961,346
	1 一般会計繰入金	971,066	△9,720	961,346
	歳入合計	4,233,088	△116,881	4,116,207

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	4,129,663	△116,881	4,012,782
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,129,663	△116,881	4,012,782
	歳 出 合 計	4,233,088	△116,881	4,116,207

令和4年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給 水 戸 数	150,215戸	459戸	150,674戸
(2) 年 間 総 配 水 量	34,520,590m ³	△337,881m ³	34,182,709m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	94,577m ³	△926m ³	93,651m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配 水 管 整 備			
配 水 管 布 設	1,380m	613m	1,993m
配水管布設替等	24,470m	△1,046m	23,424m
配水幹線整備	900m	△332m	568m
(ロ) 施 設 改 良			
送水管整備等	920m	354m	1,274m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	7,848,247千円	△27,885千円	7,820,362千円
第1項 営業収益	7,164,404千円	△1,378千円	7,163,026千円
第2項 営業外収益	683,841千円	△26,775千円	657,066千円
第3項 特別利益	2千円	268千円	270千円

	支		出
第1款 水道事業費用	7,112,664千円	△53,176千円	7,059,488千円
第1項 営業費用	6,752,456千円	△32,465千円	6,719,991千円
第2項 営業外費用	355,308千円	△20,711千円	334,597千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,333,076千円」を「3,347,754千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「264,845千円」を「262,788千円」に、過年度分損益勘定留保資金「3,062,731千円」を「3,079,466千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入
第1款 資本的収入	2,200,777千円	△30,380千円	2,170,397千円
第2項 出資金	75,234千円	85千円	75,319千円
第3項 補助金	38,666千円	34千円	38,700千円
第4項 固定資産 売却代金	1千円	301千円	302千円
第5項 負担金及び 寄附金	541,476千円	△30,800千円	510,676千円
	支		出
第1款 資本的支出	5,533,853千円	△15,702千円	5,518,151千円
第1項 建設改良費	4,031,559千円	△22,413千円	4,009,146千円
第2項 企業債 還金	1,502,294千円	1,611千円	1,503,905千円
第3項 国庫補助金 返還金	一千円	5,100千円	5,100千円

(継 続 費)

第5条 予算第5条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

(変 更 前)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	手形山 送水管 整備工事	1,513,000千円	令和3年度	241,000千円
				令和4年度	593,000千円
				令和5年度	679,000千円

(変 更 後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	手形山 送水管 整備工事	1,613,000千円	令和3年度	241,000千円
				令和4年度	593,000千円
				令和5年度	779,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 職員給与費 933,539千円 △10,781千円 922,758千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第11条中「17,506千円」を「17,609千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「456,234千円」を「439,590千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

(既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 利益積立金 456,234千円 △16,644千円 439,590千円

令和4年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 排水戸数	125,111戸	△276戸	124,835戸
(2) 年間総処理水量	31,857,890m ³	2,160,780m ³	34,018,670m ³
(3) 一日平均処理水量	87,282m ³	5,920m ³	93,202m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 管渠建設			
管渠布設	3,370m	△460m	2,910m
管渠改築等	5,590m	△220m	5,370m
(ニ) 特定環境保全 公共下水道			
管渠布設	1,580m	89m	1,669m
管渠移設等	610m	17m	627m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業 収 益	10,789,338千円	△81,439千円	10,707,899千円
第1項 営業収益	7,488,872千円	△153,112千円	7,335,760千円
第2項 営業外収益	3,300,464千円	△50,147千円	3,250,317千円

第3項	特別利益	2千円	121,820千円	121,822千円
		支		出
第1款	下水道事業費	10,235,730千円	△168,578千円	10,067,152千円
第1項	営業費用	9,408,058千円	△76,420千円	9,331,638千円
第2項	営業外費用	823,621千円	△92,248千円	731,373千円
第3項	特別損失	1,501千円	90千円	1,591千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,071,073千円」を「4,039,725千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「168,536千円」を「133,995千円」に、減債積立金「304,138千円」を「378,873千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,936,128千円」を「2,252,883千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,662,271千円」を「1,273,974千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
	収	入		
第1款	資本的収入	6,238,073千円	△327,057千円	5,911,016千円
第1項	企業債	3,965,900千円	△282,000千円	3,683,900千円
第2項	出資金	854,832千円	1,740千円	856,572千円
第3項	補助金	1,276,400千円	△15,534千円	1,260,866千円
第4項	負担金	140,940千円	△31,900千円	109,040千円
第5項	固定資産売却代金	1千円	637千円	638千円
	支	出		
第1款	資本的支出	10,309,146千円	△358,405千円	9,950,741千円
第1項	建設改良費	4,888,653千円	△366,594千円	4,522,059千円
第2項	企業債償還金	5,420,493千円	8,189千円	5,428,682千円

(継続費)

第5条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更す

る。

(変更前)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	川口汚水中継ポンプ場汚水ポンプ設備更新事業	509,000千円	令和4年度	7,200千円
				令和5年度	396,000千円
				令和6年度	105,800千円

(変更後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	川口汚水中継ポンプ場汚水ポンプ設備更新事業	388,000千円	令和4年度	7,200千円
				令和5年度	275,000千円
				令和6年度	105,800千円

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	3,965,900千円	△282,000千円	3,683,900千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職員給与費	572,365千円	△46,346千円	526,019千円

(他会計からの補助金)

第8条 予算第11条中「1,220,213千円」を「1,194,307千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第9条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「385,072千円」を「506,752千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)減債積立金	385,072千円	121,680千円	506,752千円

令和4年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度秋田市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 排 水 戸 数			
（農業集落排水）	2,199戸	△27戸	2,172戸
（個別排水処理）	226戸	△3戸	223戸
（ 計 ）	2,425戸	△30戸	2,395戸
(2) 年間総処理水量			
（農業集落排水）	692,242m ³	10,351m ³	702,593m ³
（個別排水処理）	50,859m ³	△399m ³	50,460m ³
（ 計 ）	743,101m ³	9,952m ³	753,053m ³
(3) 一日平均処理水量			
（農業集落排水）	1,897m ³	28m ³	1,925m ³
（個別排水処理）	139m ³	△1m ³	138m ³
（ 計 ）	2,036m ³	27m ³	2,063m ³
(4) 主要な建設改良事業			
（イ）農業集落排水 建設改良			
管渠移設等	1,060m	△8m	1,052m
（ロ）個別排水処理 施設建設			
浄化槽設置	5基	△1基	4基

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	農業集落排水 事業収益	621,193千円	△20,843千円	600,350千円
第1項	営業収益	101,279千円	△4,842千円	96,437千円
第2項	営業外収益	519,913千円	△18,791千円	501,122千円
第3項	特別利益	1千円	2,790千円	2,791千円
第2款	個別排水処理 事業収益	34,782千円	△928千円	33,854千円
第1項	営業収益	8,361千円	70千円	8,431千円
第2項	営業外収益	26,419千円	△998千円	25,421千円
		支	出	
第1款	農業集落排水 事業費用	618,468千円	△22,322千円	596,146千円
第1項	営業費用	578,677千円	△20,045千円	558,632千円
第2項	営業外費用	39,241千円	△2,277千円	36,964千円
第2款	個別排水処理 事業費用	35,611千円	△1,032千円	34,579千円
第1項	営業費用	33,824千円	△991千円	32,833千円
第2項	営業外費用	1,685千円	△41千円	1,644千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「206,259千円」を「205,958千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,896千円及び過年度分損益勘定留保資金204,363千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,479千円、減債積立金20,633千円及び過年度分損益勘定留保資金181,846千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	農業集落排水 事業資本的収入	190,200千円	△11,309千円	178,891千円
第 1 項	企 業 債	27,200千円	△100千円	27,100千円
第 2 項	出 資 金	122,761千円	△14,279千円	108,482千円
第 3 項	補 助 金	12,700千円	△3,800千円	8,900千円
第 4 項	負 担 金	26,000千円	6,870千円	32,870千円
第 2 款	個別排水処理 事業資本的収入	18,104千円	△3,687千円	14,417千円
第 1 項	企 業 債	5,400千円	△700千円	4,700千円
第 2 項	出 資 金	10,777千円	△2,445千円	8,332千円
第 3 項	補 助 金	1,442千円	△410千円	1,032千円
第 4 項	負 担 金	485千円	△132千円	353千円
		支 出		
第 1 款	農業集落排水 事業資本的支出	388,692千円	△11,327千円	377,365千円
第 1 項	建設改良費	112,431千円	△11,429千円	101,002千円
第 2 項	企業債償還金	276,260千円	102千円	276,362千円
第 2 款	個別排水処理 事業資本的支出	25,871千円	△3,970千円	21,901千円
第 1 項	建設改良費	16,817千円	△3,970千円	12,847千円

(企 業 債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	32,600千円	△800千円	31,800千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	36,986千円	△11,362千円	25,624千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「361,057千円」を「341,799千円」に改める。

秋田市告示第62号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月13日

秋田市長 穂 積 志

1 収納事務名

- (1) 御所野近隣公園野球場
- (2) 御所野近隣公園テニスコート
- (3) 御所野総合公園テニスコート

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

公益財団法人 秋田市総合振興公社

理事長 根 田 隆 夫

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第64号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第65号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和3年）

秋田市告示第66号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

その関係図面は、秋田市建設部道路建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定区間

道路の種別	路線名	指定区間	総延長 (m)
市道	蓮沼手形山線	自：秋田市広面字蓮沼85番1地先 至：秋田市広面字蓮沼56番3地先	720

2 縦覧期間

令和5年3月13日から同年4月3日まで。

ただし、土曜日、日曜日および国民の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第67号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和4年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第68号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
住所 不明
氏名 亡猪股万希夫相続財産
- 2 送達する書類
交付要求解除通知書 1通

秋田市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和5年3月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
別紙（省略）のとおり
- 3 指定納付受託者を指定した年月日
令和5年3月14日
- 4 指定納付受託者を指定する期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第70号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和5年3月15日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
石 井 良 明	秋田赤十字病院	呼吸器外科	呼吸器機能障害
中 麻衣子	秋田赤十字病院	呼吸器外科	呼吸器機能障害

秋田市告示第71号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項の規定に基づき、令和5年度の公共工事の発注見直しについて、閲覧に供する方法を次のとおり定めたので告示する。

令和5年3月15日

秋田市長 穂 積 志

1 閲覧方法

インターネット（秋田市ホームページ）

2 閲覧期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第72号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市外旭川字待合28番地
あきた市場マネジメント株式会社
代表取締役 渋谷 重 春
- 2 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市古川町街区公園（土崎市民グラウンド）の施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月16日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市土崎港西五丁目3番1号

北部地区住民自治協議会

会長 渡 邊 清 明

2 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年3月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
八田町内会
- 2 認可年月日
平成10年9月24日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 細 部 吉 光
秋田市下浜八田字水無43番地
変更後 鈴 木 豊 彦
秋田市下浜八田字館腰13番地
- 4 変更年月日
令和5年2月26日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を辞退したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和5年3月16日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
207	山王薬局	秋田市山王二丁目1番49号	株式会社山王薬局 代表取締役 佐野元彦	令和5年 3月31日

秋田市告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年3月16日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
261	山王薬局	秋田市山王二丁目 1番49号	株式会社サノ・ ファーマシー 代表取締役 佐 野 元 彦	令和5年 4月1日

秋田市告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月20日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
河原田歯科医院	秋田市檜山南中町2番5号	令和4年6月21日
あきたレディースクリニック安田	秋田市土崎港中央一丁目17番11号	令和4年12月1日
旭南ファミリー調剤薬局	秋田市旭南三丁目2番70号	令和4年12月1日
こどもとおとなのなかじまクリニック	秋田市土崎港北二丁目17番17号	令和4年12月1日
玉木内科クリニック	秋田市旭南三丁目2番73号	令和4年12月1日
池田薬局土崎店	秋田市土崎港北二丁目17番16号	令和5年1月15日
あおい皮ふ科秋田駅前クリニック	秋田市千秋久保田町3番15号 三宅ビル3階	令和4年11月1日

調剤薬局ツルハドラッグ秋田仁井田店	秋田市仁井田新田二丁目 5 番16号	令和 4 年11月 1 日
調剤薬局ツルハドラッグ秋田山王店	秋田市山王五丁目 7 番16号	令和 5 年 2 月 1 日
伊藤歯科医院	秋田市土崎港中央一丁目18番 7 号	令和 5 年 1 月 1 日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
河原田歯科医院	秋田市檜山南中町 2 番 5 号	令和 4 年 6 月20日
ひがしとおり歯科医院	秋田市東通三丁目10番15号	令和 5 年 1 月 1 日
あきたレディースクリニック安田	秋田市土崎港中央五丁目 3 番37号	令和 4 年11月30日
南浦医院	秋田市檜山本町 1 番32号	令和 4 年12月28日
フレンドこども歯科	秋田市港北松野町10番45号	令和 5 年 2 月28日
伊藤歯科医院	秋田市土崎港中央一丁目18番 7 号	令和 4 年12月31日
十全歯科医院	秋田市濁川字三升作 1 番地106	令和 5 年 2 月28日

秋田市告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、廃止、休止、再開および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月20日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
看護小規模多機能型居宅介護リンデンバウム	秋田市泉菅野二丁目17番11号	令和4年11月1日
ケアプランセンターらいらっく	秋田市飯島松根西町7番28号	令和5年1月1日
みるくていーケアプランセンター	秋田市大住南二丁目8番19号	令和5年1月1日
池田薬局土崎店	秋田市土崎港北二丁目17番16号	令和5年1月15日
あおぞらデイサービス千秋	秋田市千秋矢留町11番17号	令和5年2月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
指定居宅介護支援事業所らいらっく	秋田市外旭川字神田112番地	令和4年12月31日

グッドタイムクラブ・秋田	秋田市外旭川字堂ノ前174番地 1	令和 4 年12月31日
なでしこの家	秋田市金足追分字海老穴223番地	令和 4 年11月30日
ケアポートかたりべ・くらぶ	秋田市山王沼田町 2 番41号	令和 4 年12月31日
やさしい手秋田ももさだ	秋田市川元むつみ町 7 番13号	令和 5 年 2 月 1 日
訪問介護サービス太陽	秋田市高陽青柳町 9 番20号	令和 4 年12月 1 日
定期巡回・随時対応型訪問センター千秋	秋田市千秋矢留町 6 番25号	令和 4 年12月31日
定期巡回・随時対応型訪問センター港北	秋田市土崎港北七丁目 1 番17号	令和 4 年12月31日
デイサービス本道の街ゆっったり館	秋田市柳田字川崎138番地	令和 5 年 3 月31日
秋田市社協居宅介護支援せせらぎ事業所	秋田市河辺三内字外川原34番地 2	令和 5 年 3 月31日
ニチイケアセンター御所野	秋田市御所野元町三丁目 3 番 3 号	令和 5 年 3 月31日

3 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
デイサービスセンターふきのとう	秋田市金足小泉字潟向86番地 1	令和 4 年12月 1 日
訪問介護ステーションホッとらっく	秋田市土崎港南三丁目 9 番30号	令和 5 年 1 月31日
あおぞらデイサービス千秋	秋田市千秋矢留町11番17号	令和 5 年 2 月 3 日
デイサービス拓稜	秋田市土崎港南二丁目 4 番40号	令和 5 年 3 月31日

4 再開

事業所名称	所在地	再開年月日
訪問看護ステーションつばめ	秋田市仁井田本町六丁目2番8号 レジデンス関B棟101号室	令和5年1月15日

5 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
黒子ケアラボ	旧 秋田市四ツ小屋字中野64番地1 ラポールNAGATO B16	令和4年11月1日
	新 秋田市御野場三丁目1番10号	
旧 訪問看護ステーション つばめ	秋田市仁井田本町六丁目2番8号 レジデンス関B棟101号室	令和5年1月15日
新 訪問看護ステーション 赤とんぼ		

秋田市告示第79号

秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市勝平地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市新屋松美ガ丘東町10番10号
勝平地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 五十嵐 正 弘
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第80号

秋田市浜田地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市浜田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市浜田字自在山88番地6
浜田地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 渡 辺 定 治
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第81号

秋田市下浜地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市下浜地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市下浜羽川字下野1番地76
下浜地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 大友 昭 男
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第82号

秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市大住地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市大住南二丁目7番24号
大住地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 高 橋 重 道
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第83号

秋田市下北手地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市下北手地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市下北手柳館字前田面133番地1
下北手地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 田 口 善 一
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第84号

秋田市明德地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市明德地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市手形住吉町2番27号
明德地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 山 内 政 幸
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第85号

秋田市太平地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市太平地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市太平目長崎字沼田42番地
太平地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 利 部 周 市
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
添川町内会
- 2 認可年月日
平成11年2月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 米 塚 二 男
秋田市添川字添川20番地
変更後 萩 原 豊
秋田市添川字湯沢23番地
- 4 変更年月日
令和5年1月29日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
21030	檜山城南新町2号線	檜山城南新町698番3地先		
		檜山城南新町698番6地先		
41312	泉一ノ坪26号線	泉一ノ坪240番3地先		
		泉一ノ坪240番1地先		
60892	新屋沖田町16号線	新屋沖田町136番5地先		
		新屋沖田町139番1地先		
60893	浜田滝ノ元7号線	浜田字滝ノ元117番地先		
		浜田字滝ノ元109番1地先		
60894	新屋北浜町20号線	新屋北浜町263番93地先		
		新屋北浜町262番108地先		

2 縦覧期間

令和5年3月23日から同年4月11日まで。ただし、土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
21030	檜山城南新町 2号線	檜山城南新町698番3地先		54.50	6.00
		檜山城南新町698番6地先			
41312	泉一ノ坪 26号線	泉一ノ坪240番3地先		54.50	6.00
		泉一ノ坪240番1地先			
60892	新屋沖田町 16号線	新屋沖田町136番5地先		69.20	4.40
		新屋沖田町139番1地先			
60893	浜田滝ノ元 7号線	浜田字滝ノ元117番地先		64.50	4.00 ～ 5.00
		浜田字滝ノ元109番1地先			
60894	新屋北浜町 20号線	新屋北浜町263番93地先		354.00	6.00 ～ 9.20
		新屋北浜町262番108地先			

2 縦覧期間

令和5年3月23日から同年4月11日まで。ただし、土曜日、日曜日を
除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市山王三丁目1番7号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟

- 2 委託契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町4番20号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
粗大ごみ運搬処理手数料
ただし、粗大ごみ収集オンライン申込みシステムと連携した、クレジットカード納付専用インターネットウェブサイトを利用して納付されたものに限る。
- 3 指定納付受託者を指定した年月日
令和5年3月23日
- 4 指定納付受託者を指定する期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第93号

秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市港北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市土崎港北三丁目7番9号
港北地区コミュニティセンター管理運営委員会
委員長 野 中 利 雄
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第94号

秋田市下新城地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市下新城地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市下新城笠岡字堰場193番地4
下新城地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 安 藤 正 之
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第95号

秋田市飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市飯島南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市飯島字南場掛318番地2
飯島南地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 高 橋 勝 實
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第96号

秋田市土崎みなと歴史伝承館の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設名 | 秋田市土崎みなと歴史伝承館 |
| 2 | 指定管理者 | 秋田市土崎港西三丁目10番27号
土崎みなと街づくり協議会
会長 佐原孝夫 |
| 3 | 指定の期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

秋田市告示第97号

秋田市外旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市外旭川地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市外旭川字四百刈76番地
外旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 中 村 茂
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
本田自治会
- 2 認可年月日
平成16年11月16日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐 藤 浩
秋田市雄和田草川字本田143番地1
変更後 永 澤 靖 雄
秋田市雄和田草川字本田147番地
- 4 変更年月日
令和5年3月12日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第99号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、令和5年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

令和5年3月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第100号

秋田市住居表示に関する条例（昭和38年秋田市条例第17号）第2条の規定により、秋田市新屋前野町の一部について、街区の区域を変更するので、次のとおり告示する。

令和5年3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 街区の区域 別図(2)（省略）を別図(1)（省略）とする。
- 2 変更期日 令和5年3月28日

秋田市告示第101号

令和5年3月22日の「令和5年2月秋田市議会定例会」において議決を
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年3月28日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計予算

令和5年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141,070,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 43,820,020
	1 市民税	19,719,551
	2 固定資産税	19,436,930
	3 軽自動車税	923,811
	4 市たばこ税	2,186,206
	5 鉱産税	3,537
	6 入湯税	44,932
	7 事業所税	1,505,053
2 地方譲与税		1,092,075
	1 地方揮発油譲与税	244,391
	2 自動車重量譲与税	650,184
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	132,139
	5 特別とん譲与税	23,582
	6 航空機燃料譲与税	41,778
3 利子割交付金		12,755
	1 利子割交付金	12,755
4 配当割交付金		141,861
	1 配当割交付金	141,861
5 株式等譲渡所得割交付金		160,374
	1 株式等譲渡所得割交付金	160,374
6 法人事業税交付金		583,965
	1 法人事業税交付金	583,965
7 地方消費税交付金		8,998,019
	1 地方消費税交付金	8,998,019
8 ゴルフ場利用税交付金		56,162

款	項	金 額
		千円
	1 ゴルフ場利用税交付金	56,162
9 環境性能割交付金		53,958
	1 環境性能割交付金	53,958
10 国有提供施設等所在市助成交付金		3,009
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	3,009
11 地方特例交付金		331,375
	1 地方特例交付金	305,006
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	26,369
12 地方交付税		21,767,000
	1 地方交付税	21,767,000
13 交通安全対策特別交付金		63,000
	1 交通安全対策特別交付金	63,000
14 分担金及び負担金		447,021
	1 負担金	447,021
15 使用料及び手数料		2,230,744
	1 使用料	1,065,459
	2 手数料	1,165,285
16 国庫支出金		23,487,714
	1 国庫負担金	19,729,555
	2 国庫補助金	3,685,354
	3 委託金	72,805
17 県支出金		10,346,158
	1 県負担金	6,689,310
	2 県補助金	3,089,229
	3 委託金	567,619
18 財産収入		188,179

款	項	金 額
		千円
	1 財産運用収入	143,990
	2 財産売却収入	44,189
19 寄附金		602,895
	1 寄附金	602,895
20 繰入金		4,358,676
	1 特別会計繰入金	260,929
	2 基金繰入金	4,097,747
21 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
22 諸収入		8,286,140
	1 延滞金、加算金及び過料	40,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	6,928,274
	4 受託事業収入	30,053
	5 雑入	1,287,809
23 市債		13,338,900
	1 市債	13,338,900
	歳 入 合 計	141,070,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 665,151
	1 議会費	665,151
2 総務費		13,706,726
	1 総務管理費	11,853,967
	2 徴税費	986,542
	3 戸籍住民基本台帳費	475,767
	4 選挙費	255,385
	5 統計調査費	51,267
	6 監査委員費	83,798
3 民生費		53,847,311
	1 社会福祉費	25,470,006
	2 児童福祉費	19,183,676
	3 生活保護費	9,153,427
	4 国民年金費	39,452
	5 災害救助費	750
4 衛生費		12,206,006
	1 環境衛生費	852,113
	2 保健所費	2,405,622
	3 清掃費	6,505,527
	4 病院費	1,180,329
	5 上水道費	86,894
	6 食肉衛生検査所費	170,684
	7 母子衛生費	1,004,837
5 労働費		607,676
	1 労働諸費	607,676
6 農林水産業費		2,938,914

款	項	金額
		千円
	1 農業費	2,072,905
	2 農業集落排水費	446,955
	3 林業費	419,054
7 商工費		9,076,525
	1 商工費	9,076,525
8 土木費		16,273,926
	1 土木管理費	312,529
	2 道路橋りょう費	3,793,831
	3 河川費	2,324,596
	4 港湾費	206,104
	5 都市計画費	4,774,502
	6 下水道費	4,177,649
	7 住宅費	684,715
9 消防費		4,436,395
	1 消防費	4,436,395
10 教育費		14,193,262
	1 教育総務費	1,615,253
	2 小学校費	4,652,334
	3 中学校費	1,277,666
	4 高等学校費	857,791
	5 幼稚園費	554,349
	6 社会教育費	3,138,901
	7 保健体育費	765,593
	8 専修学校費	141,672
	9 大学費	1,189,703
11 災害復旧費		5

款	項	金 額
		千円
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公債費		13,018,102
	1 公債費	13,018,102
13 諸支出金		1
	1 雑支出	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
	歳 出 合 計	141,070,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	河辺市民サービスセンター大規模改修事業	千円 1,219,790	令和5年度	千円 306,369
				令和6年度	913,421
8 土木費	3 河川費	古川流域治水対策事業	4,451,500	令和5年度	1,951,700
				令和6年度	1,164,100
				令和7年度	1,335,700
9 消防費	1 消防費	寺内・将軍野統合出張所（仮称）建設事業	683,870	令和5年度	241,063
				令和6年度	442,807
10 教育費	6 社会教育費	佐竹史料館改築事業（改築工事等分）	2,409,133	令和5年度	688,388
				令和6年度	1,720,745

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修費	令和5年度 ～ 令和6年度	千円 543
グループウェア更新・運用事業	令和5年度 ～ 令和11年度	304,142
コンベンション誘致推進事業（令和5年度設定）	令和5年度 ～ 令和8年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円（国際大会の場合は3,000円）を乗じて得た額
教育旅行誘致推進事業（令和5年度設定）	令和5年度 ～ 令和8年度	助成対象教育旅行において、参加者数に2,000円を乗じて得た額および助成対象事業の実施に伴う講師に係る費用の合算額
美術館施設整備等経費	令和5年度 ～ 令和10年度	12,804
戸籍システム更新・運用経費（令和5年度設定）	令和5年度 ～ 令和10年度	68,432
障がい者福祉医療システム改修経費	令和5年度 ～ 令和6年度	52,107
奨学金返還助成事業（令和5年度設定保健総務課分）	令和5年度 ～ 令和10年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
奨学金返還助成事業（令和5年度設定子ども育成課分）	令和5年度 ～ 令和10年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
アンダー40正社員化促進事業	令和5年度 ～ 令和6年度	104,600
創業資金・産業活力創造資金利子補給	令和5年度 ～ 令和10年度	7,166
中心市街地商業集積促進事業費補助金	令和5年度 ～ 令和7年度	22,143
商店街空き店舗対策事業費補助金	令和5年度 ～ 令和6年度	2,785

事 項	期 間	限 度 額
中心市街地出店促進資金利子補給	令和5年度 ┆ 令和10年度	千円 5,191
中小製造業設備投資資金利子補給	令和5年度 ┆ 令和15年度	20,189
中小企業用地取得資金利子補給（令和5年度設定）	令和5年度 ┆ 令和8年度	288
バス交通総合改善事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	141,768
I C T 支援員配置経費（令和5年度設定）	令和5年度 ┆ 令和7年度	23,930
教育情報ネットワークシステム更新・運用経費	令和5年度 ┆ 令和10年度	806,063
消防通信指令システム更新事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,200

第4表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
	千円						
総務費	619,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。			
社会福祉費	17,200						
児童福祉費	161,500						
保健所費	13,600						
清掃費	1,715,500						
労働費	9,700						
農業費	228,100						
林業費	32,200						
商工費	5,200						
道路橋りょう費	3,218,000						
港湾費	7,200						
土地区画整理費	838,100						
街路事業費	622,400						
公園整備費	215,500						
住宅費	100,100						
災害対策費	2,000						
消防費	592,600						
小学校費	1,815,700						
社会教育費	1,195,200						
保健体育費	187,000						
臨時財政対策債	1,742,300						
計	13,338,900						

令和5年度秋田市土地区画整理会計予算

令和5年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,898,234千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 931,375
	1 国庫補助金	931,375
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		964,516
	1 一般会計繰入金	964,516
4 繰越金		2,342
	1 繰越金	2,342
	歳 入 合 計	1,898,234

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1,895,734
	1 土地区画整理費	1,895,734
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,898,234

令和5年度秋田市市有林会計予算

令和5年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ255,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 49,789
	1 県補助金	49,789
2 財産収入		42,295
	1 財産運用収入	2,690
	2 財産売払収入	39,603
	3 分収林収入	2
3 繰入金		148,748
	1 一般会計繰入金	148,748
4 繰越金		14,371
	1 繰越金	14,371
5 諸収入		197
	1 雑入	197
歳 入 合 計		255,400

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		29,187
	1 総務管理費	29,187
2 事業費		94,611
	1 造林事業費	94,611
3 公債費		131,083
	1 公債費	131,083
4 諸支出金		319
	1 分収交付金	319
5 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		255,400

令和5年度秋田市市営墓地会計予算

令和5年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,146千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		58,419
	1 使用料	36,412
	2 手数料	22,007
2 繰入金		133,189
	1 一般会計繰入金	133,189
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		537
	1 雑入	537
	歳 入 合 計	192,146

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 58,756
	1 総務管理費	58,756
2 事業費		133,189
	1 事業費	133,189
3 繰出金		1
	1 一般会計繰出金	1
4 公債費		100
	1 公債費	100
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		192,146

令和5年度秋田市中央卸売市場会計予算

令和5年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,152千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		19,525
	1 使用料	19,525
2 繰入金		43,203
	1 一般会計繰入金	43,203
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		27,424
	1 貸付金元利収入	16,001
	2 雑入	11,423
	歳 入 合 計	91,152

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		83,606
	1 総務管理費	83,606
2 事業費		5,012
	1 中央卸売市場施設整備費	5,012
3 公債費		2,434
	1 公債費	2,434
4 予備費		100
	1 予備費	100
	歳 出 合 計	91,152

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場再整備基本計画策定経費	令和5年度 ） 令和6年度	千円 378

令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

令和5年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ461,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		142,178
	1 使用料	142,177
	2 手数料	1
2 財産収入		872
	1 財産運用収入	872
3 繰入金		71,513
	1 一般会計繰入金	71,513
4 繰越金		500
	1 繰越金	500
5 諸収入		246,728
	1 貸付金元利収入	64,001
	2 雑入	182,727
	歳 入 合 計	461,791

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		380,228
	1 総務管理費	380,228
2 事業費		22,095
	1 地方卸売市場施設整備費	22,095
3 公債費		59,068
	1 公債費	59,068
4 予備費		400
	1 予備費	400
	歳 出 合 計	461,791

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方卸売市場再整備基本計画策定経費	令和5年度 ） 令和6年度	千円 4,533

令和5年度秋田市大森山動物園会計予算

令和5年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ484,540千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		88,620
	1 使用料	88,620
2 財産収入		1,418
	1 財産運用収入	1,418
3 寄附金		301
	1 寄附金	301
4 繰入金		377,567
	1 一般会計繰入金	377,567
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		16,633
	1 雑入	16,633
	歳 入 合 計	484,540

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 464,228
	1 総務管理費	464,228
2 事業費		6,000
	1 動物園施設整備費	6,000
3 公債費		14,212
	1 公債費	14,212
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		484,540

令和5年度秋田市廃棄物発電会計予算

令和5年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ300,887千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 発電収入		300,886
	1 発電収入	300,886
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
	歳 入 合 計	300,887

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		62,329
	1 総務管理費	62,329
2 繰出金		238,358
	1 一般会計繰出金	238,358
3 公債費		200
	1 公債費	200
	歳 出 合 計	300,887

令和5年度秋田市病院事業債管理会計予算

令和5年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,465,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		88,735
	1 負担金	88,735
2 諸収入		353,919
	1 貸付金元利収入	353,919
3 市債		1,023,200
	1 市債	1,023,200
	歳 入 合 計	1,465,854

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 市立秋田総合病院貸付金		1,023,200
	1 市立秋田総合病院貸付金	1,023,200
2 公債費		442,654
	1 公債費	442,654
	歳 出 合 計	1,465,854

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立秋田総合病院 貸付金	千円 1,023,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	1,023,200			

令和5年度秋田市学校給食費会計予算

令和5年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,326,754千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 給食費収入		千円 1,247,098
	1 給食費収入	1,247,098
2 繰入金		79,654
	1 一般会計繰入金	79,654
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		1,326,754

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,325,654
	1 総務管理費	1,325,654
2 公債費		100
	1 公債費	100
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,326,754

令和5年度秋田市国民健康保険事業会計予算

令和5年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,620,240千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		4,629,065
	1 国民健康保険税	4,629,065
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		289
	1 国庫補助金	289
4 県支出金		23,420,544
	1 県補助金	23,420,543
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		618
	1 財産運用収入	618
6 繰入金		2,550,879
	1 一般会計繰入金	2,550,878
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		18,842
	1 延滞金、加算金及び過料	6,565
	2 雑入	12,277
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
	歳 入 合 計	30,620,240

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 200,471
	1 総務管理費	115,337
	2 徴税費	81,117
	3 運営協議会費	325
	4 収納率向上特別対策事業費	3,692
2 保険給付費		22,513,717
	1 療養諸費	19,517,579
	2 高額療養費	2,914,872
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	55,524
	5 葬祭諸費	25,200
3 国民健康保険事業費納付金		7,551,669
	1 医療給付費分	5,316,734
	2 後期高齢者支援金等分	1,731,652
4 共同事業拠出金		503,283
	1 共同事業拠出金	20
	2 介護納付金分	20
5 保健事業費		282,515
	1 特定健康診査等事業費	179,685
6 基金積立金		102,830
	1 基金積立金	618
7 公債費		618
	1 公債費	3,000
8 諸支出金		3,000
	1 公債費	18,230

款	項	金 額
		千円
	1 償還金及び還付加算金	18,229
	2 一部負担金	1
9 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		30,620,240

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金 貸付	千円 1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に 償還する。
計	1			

令和5年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和5年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 7,841
	1 一般会計繰入金	7,841
2 繰越金		39,489
	1 繰越金	39,489
3 諸収入		19,589
	1 貸付金元利収入	19,588
	2 雑入	1
	歳 入 合 計	66,919

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	14,674
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	14,674
2	公債費	29,675
	1 公債費	500
	2 償還金	29,175
3	諸支出金	22,570
	1 一般会計繰出金	22,570
	歳 出 合 計	66,919

令和5年度秋田市介護保険事業会計予算

令和5年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,314,259千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		6,360,779
	1 介護保険料	6,360,779
2 手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,533,806
	1 国庫負担金	5,369,181
	2 国庫補助金	2,164,625
4 支払基金交付金		8,193,037
	1 支払基金交付金	8,193,037
5 県支出金		4,460,698
	1 県負担金	4,256,951
	2 県補助金	203,747
6 財産収入		2,228
	1 基金運用収入	2,228
7 繰入金		4,756,340
	1 一般会計繰入金	4,756,339
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		7,296
	1 繰越金	7,296
9 諸収入		74
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	73
	歳 入 合 計	31,314,259

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 329,370
	1 総務管理費	329,370
2 保険給付費		29,618,882
	1 介護サービス等諸費	27,270,531
	2 介護予防サービス等諸費	579,225
	3 高額介護サービス等費	804,798
	4 特定入所者介護サービス等費	927,133
	5 その他諸費	37,195
3 地域支援事業費		1,323,165
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	681,261
	2 一般介護予防事業費	39,710
	3 包括的支援事業・任意事業費	597,440
	4 その他諸費	4,754
4 保健福祉事業費		22,263
	1 保健福祉事業費	22,263
5 基金積立金		2,228
	1 基金積立金	2,228
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		7,351
	1 償還金及び還付加算金	7,351
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		31,314,259

令和5年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算

令和5年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,266,384千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		3,262,161
	1 後期高齢者医療保険料	3,262,161
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		983,360
	1 一般会計繰入金	983,360
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		10,862
	1 延滞金、加算金及び過料	610
	2 償還金及び還付加算金	10,200
	3 雑入	52
	歳 入 合 計	4,266,384

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		69,130
	1 総務管理費	31,814
	2 徴収費	37,316
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,181,954
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,181,954
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
	歳 出 合 計	4,266,384

令和5年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	151,277戸
(2) 年 間 総 配 水 量	33,499,320m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	91,528m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配 水 管 整 備	
配 水 管 布 設	1,020m
配 水 管 布 設 替 等	21,005m
配 水 幹 線 整 備	1,200m
(ロ) 施 設 改 良	
送 水 管 整 備 等	800m
仁 井 田 浄 水 場 等 整 備	一式
御 所 野 配 水 場 揚 水 ポンプ更新	一式
山 王 測 定 局 流 量 計 設 置	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,705,335千円
第1項 営業収益	7,008,846千円
第2項 営業外収益	696,487千円
第3項 特別利益	2千円

		支	出
第1款	水道事業費用		7,372,660千円
	第1項	営業費用	7,055,672千円
	第2項	営業外費用	314,088千円
	第3項	特別損失	1,100千円
	第4項	予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,699,778千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額249,372千円、建設改良積立金121,934千円及び過年度分損益勘定留保資金3,328,472千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		3,456,677千円
	第1項	企業債	2,763,000千円
	第2項	出資金	70,735千円
	第3項	補助金	168,666千円
	第4項	固定資産売却代金	1千円
	第5項	負担金及び寄附金	454,275千円

		支	出
第1款	資本的支出		7,156,455千円
	第1項	建設改良費	5,698,189千円
	第2項	企業債償還金	1,458,266千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1	建設改良費	仁井田浄水場取水・導水施設整備工事	2,596,000千円	令和5年度 1,012,000千円 令和6年度 880,000千円 令和7年度 704,000千円

1 資本的 支出	1 建設 改良費	仁井田 浄水場 等整備 事業計 設計・ モニタ リング 業務	63,866千円	令和5年度	8,402千円
				令和6年度	13,566千円
				令和7年度	13,966千円
				令和8年度	13,966千円
				令和9年度	13,966千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消 に係る資金融資 あつせん利子補給	令和5年度から10年度まで	689千円
お客様センター 業務等の 包括的民間委託経費	令和6年度から11年度まで	3,154,800千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	2,763,000千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,002,855千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,159千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち68,798千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利益積立金 68,798千円

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第14条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
1 取得する資産		
工具、器具及び備品	パージトラップ ガスクロマトグラフ 質量分析計	一式

令和5年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	126,240戸
(2) 年間総処理水量	33,836,043m ³
(3) 一日平均処理水量	92,448m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管渠建設	
管渠布設	2,457m
管渠改築等	4,540m
マンホールポンプ施設整備	8施設
排水ポンプ施設整備	1施設
(ロ) ポンプ場建設	
古川雨水排水ポンプ場整備	一式
川口汚水中継ポンプ場汚水ポンプ設備更新	一式
土崎汚水中継ポンプ場沈砂池設備更新	一式
外旭川汚水中継ポンプ場自家発電設備更新	一式
(ハ) 処理場建設	
仁別浄化センター自家発電設備更新	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管渠布設	1,960m
管渠移設	230m
マンホールポンプ施設整備	2施設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		10,601,949千円
	第1項 営業収益		7,348,464千円
	第2項 営業外収益		3,253,483千円
	第3項 特別利益		2千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,427,241千円
	第1項 営業費用		9,726,881千円
	第2項 営業外費用		696,309千円
	第3項 特別損失		1,501千円
	第4項 予備費		2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,091,290千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100,328千円、減債積立金506,752千円、過年度分損益勘定留保資金2,043,851千円及び当年度分損益勘定留保資金1,440,359千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		6,542,994千円
	第1項 企業債		3,850,700千円
	第2項 出資金		855,754千円
	第3項 補助金		1,808,000千円
	第4項 負担金		28,539千円
	第5項 固定資産売却代金		1千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	10,634,284千円
	第1項 建設改良費	5,360,339千円
	第2項 企業債償還金	5,263,535千円
	第3項 投 資	10,410千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1	資 本 的 支 出	1 建設改良費 土崎汚水中継 ポンプ場 沈砂池設備 更新事業	364,800千円	令和5年度	63,800千円
				令和6年度	301,000千円
1	資 本 的 支 出	1 建設改良費 古川雨水排水 ポンプ場 整備事業	7,890,000千円	令和5年度	301,000千円
				令和6年度	3,624,000千円
				令和7年度	3,965,000千円

(債 務 負 担 行 為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給	令和5年度から11年度まで	834千円
水洗便所改造 資金損失補償	令和5年度から11年度まで	1,750千円

(企 業 債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限度額	3,850,700千円
起債の方法	証書借入

利 率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職 員 給 与 費 613,610千円

（他会計からの補助金）

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,245,826千円である。

（利益剰余金の処分）

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち74,380千円は、次のとおり処分するものと定める。

（1）減 債 積 立 金 74,380千円

令和5年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排水戸数	1,827戸	226戸	2,053戸
(2) 年間総処理水量	580,498m ³	50,023m ³	630,521m ³
(3) 一日平均処理水量	1,586m ³	137m ³	1,723m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
マンホールポンプ施設等整備			3施設
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	527,425千円
	第1項 営業収益	72,194千円
	第2項 営業外収益	455,230千円
	第3項 特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	37,309千円
	第1項 営業収益	8,359千円
	第2項 営業外収益	28,948千円
	第3項 特別利益	2千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	525,268千円
	第 1 項 営 業 費 用	495,325千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	29,393千円
	第 3 項 特 別 損 失	50千円
	第 4 項 予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	38,410千円
	第 1 項 営 業 費 用	36,700千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1,608千円
	第 3 項 特 別 損 失	2千円
	第 4 項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額164,313千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,056千円及び過年度分損益勘定留保資金163,257千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	105,731千円
	第 1 項 企 業 債	14,500千円
	第 2 項 出 資 金	89,815千円
	第 3 項 基 金 繰 入 金	1,416千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	19,588千円
	第 1 項 企 業 債	6,200千円
	第 2 項 出 資 金	11,461千円
	第 3 項 補 助 金	1,442千円
	第 4 項 負 担 金	485千円

支 出

第1款	農業集落排水事業資本的支出	262,561千円
	第1項 建設改良費	29,995千円
	第2項 企業債償還金	232,565千円
	第3項 投 資	1千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	27,071千円
	第1項 建設改良費	17,919千円
	第2項 企業債償還金	9,152千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給 (農 業 集 落 排 水)	令和5年度から11年度まで	101千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 (農 業 集 落 排 水)	令和5年度から11年度まで	210千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給 (個 別 排 水 処 理)	令和5年度から11年度まで	34千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 (個 別 排 水 処 理)	令和5年度から11年度まで	70千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	20,700千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 36,756千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、344,944千円である。

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 2,023,627

一 般 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
新型コロナウイルスワクチン接種事業	千円 2,023,627	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 2,023,627

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内訳			訳
特	定	財源	一 般 財 源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
2,023,627			

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,154,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,224,280千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	23,487,714	2,088,280	25,575,994
	1 国庫負担金	19,729,555	868,408	20,597,963
	2 国庫補助金	3,685,354	1,219,872	4,905,226
17	県支出金	10,346,158	66,000	10,412,158
	2 県補助金	3,089,229	66,000	3,155,229
	歳入合計	141,070,000	2,154,280	143,224,280

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	12,206,006	2,154,280	14,360,286
	2 保健所費	2,405,622	2,088,280	4,493,902
	7 母子衛生費	1,004,837	66,000	1,070,837
	歳 出 合 計	141,070,000	2,154,280	143,224,280

秋田市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、秋田県および秋田市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約を次のとおり締結したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田県および秋田市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約

秋田県（以下「甲」という。）および秋田市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、以下のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、人口減少社会においても、快適で安心できる暮らしと衛生的な水環境を将来にわたって維持するため、甲および乙の協働により、連携して生活排水処理事業に関する事務を処理することを目的とする。

（連携する事務の範囲）

第2条 甲および乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事務について相互に連携する。

- (1) 経営戦略やストックマネジメント計画等の策定に関する事務
- (2) 設計積算、工事監督等に関する事務
- (3) 技術研鑽のための研修等に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲および乙の連携が必要となる事務

（基本方針）

第3条 甲および乙は、前条に定める事務について連携を図るため、広域的に自治体の事務を補完する官民出資会社（以下「広域補完組織」とい

う。) を設立し、生活排水処理事業の持続的な事業運営に向けた取組を推進する。

(役割分担)

第4条 広域補完組織の設立・運営に係る事務の内容ならびに甲および乙の連携に関する役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

(経費の負担)

第5条 連携して甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度、その他の事情を勘案し、甲および乙が協議して定める。

(協議)

第6条 甲および乙は、連携する事務についての調整や、広域補完組織の運営に係る情報を共有するため、定期的に協議を行う。

(連携協約の変更および廃止)

第7条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲および乙が協議して行うものとする。この場合において、甲および乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、その例によるとされる同条第3項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(疑義の決定等)

第8条 この連携協約に関し疑義のあるとき、又はこの連携協約に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

附 則

この連携協約は、令和5年3月24日から効力を生じるものとする。

別表（第4条関係）

取組分野	内容	役割分担	
		甲	乙
連携に関する事務を執行する広域補完組織の設立および運営による事業運営の効率化	広域補完組織の設立について	<ol style="list-style-type: none"> 1 乙と連携し、広域補完組織の設立に関する事項を取りまとめるとともに、広域補完組織に出資して協働で事業を実施する民間事業者（以下「パートナー事業者」という。）の公募および選定に関する事務を総括する。 2 乙と共に、広域補完組織を設立するための資本金を拠出する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域補完組織の設立や、パートナー事業者の公募に関する事項について、甲と協力して検討を行う。 2 甲と共に、広域補完組織を設立するための資本金を拠出する。
	広域補完組織の運営について	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域補完組織の役員および社員の派遣について、乙と調整を図る。乙との協議に基づき、必要に応じて広域補完組織に職員を派遣する。 2 乙との協議により、乙が必要とする支援や経費を取りまとめ、甲が管理する施設に関する業務と合わせて、広域補完組織に一括して発注する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域補完組織の役員および社員の派遣について、甲と調整を図る。甲との協議に基づき、必要に応じて広域補完組織に職員を派遣する。 2 広域補完組織に依頼する業務について、甲と協議を行う。
	広域補完組織の評価について	<ol style="list-style-type: none"> 1 乙と連携し、広域補完組織の経営状況等を評価する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 甲と連携し、広域補完組織の経営状況等を評価する。

秋田市告示第103号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設を次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示する。

令和5年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 教育・保育施設の種類、当該施設の名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
認定こども園	かんば認定こども園	秋田市牛島西一丁目7番42号	社会福祉法人濤標会
幼稚園	将軍野幼稚園	秋田市将軍野青山町11番18号	学校法人加賀谷学園
幼稚園	飯島幼稚園	秋田市飯島鼠田三丁目2番75号	学校法人加賀谷学園
幼稚園	手形山幼稚園	秋田市手形山東町1番37号	学校法人加賀谷学園
幼稚園	わかば幼稚園	秋田市山王三丁目1番24号	学校法人わかば学園

2 1に掲げる施設を確認した年月日

令和5年4月1日

秋田市告示第104号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定に基づき、特定教育・保育施設が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第41条の規定により告示する。

令和5年3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 教育・保育施設の種類、名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
認定こども園	港北幼稚園	秋田市土崎港北三丁目1番20号	学校法人港北学園
保育所	かんば保育園	秋田市牛島西一丁目7番42号	社会福祉法人濤標会

- 2 1に掲げる施設が確認の辞退をした年月日

令和5年3月31日

秋田市告示第105号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和5年3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地、子ども・子育て支援施設等の種類ならびに特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育事業にあっては子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否か（以下「基準」という。）の別

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	基準の別
社会福祉法人 濤標会	かんば認定こども園	秋田市牛島西一丁目7番42号	預かり保育事業、一時預かり事業	満たしている

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日

令和5年4月1日

秋田市告示第106号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和5年3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
学校法人 加賀谷学園	将軍野幼稚園	秋田市将軍野青山 町11番18号	幼稚園
学校法人 加賀谷学園	飯島幼稚園	秋田市飯島鼠田三 丁目2番75号	幼稚園
学校法人 加賀谷学園	手形山幼稚園	秋田市手形山東町 1番37号	幼稚園
学校法人 わかば学園	わかば幼稚園	秋田市山王三丁目 1番24号	幼稚園
学校法人 港北学園	港北幼稚園	秋田市土崎港北三 丁目1番20号	預かり保育事業
社会福祉法人 濤標会	かんば保育園	秋田市牛島西一丁 目7番42号	一時預かり事業

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日
令和5年3月31日

秋田市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和5年3月28日から令和6年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月28日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市将軍野東一丁目1番23号
佐 藤 大 地
ローソン秋田金足片田店

秋田市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎 橋 章 夫

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第109号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和5年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月30日

秋田市長 穂積 志

1 縦覧期間

令和5年4月1日から同年5月31日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および 家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更の期日

令和5年3月31日

3 縦覧期間

令和5年3月31日から同年4月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区域

別紙（省略）のとおり

2 供用開始の期日

令和5年3月31日

3 縦覧期間

令和5年3月31日から同年4月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更の期日

令和5年3月31日

3 縦覧期間

令和5年3月31日から同年4月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

令和5年3月31日

3 縦覧期間

令和5年3月31日から同年4月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線を次のとおり供用廃止する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用廃止の区間

別紙（省略）のとおり

2 供用廃止の期日

令和5年3月31日

3 縦覧期間

令和5年3月31日から同年4月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、廃止および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
さとう歯科医院	秋田市広面字蓮沼104番地1 ク リーンセラミックビル2階	令和5年3月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
さとう歯科医院	秋田市広面字蓮沼104番地1 ク リーンセラミックビル2階	令和5年2月28日
飯川病院	秋田市中通六丁目1番21号	令和5年3月31日
石沢歯科医院	秋田市外旭川八柳三丁目12番28号	令和5年3月20日

3 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 のりこ皮ふ科	秋田市牛島東五丁目9番38号	令和5年4月1日
新 せんのは皮ふ科アレル ギークリニック		

秋田市告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、廃止および休止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
元氣ジム秋田山王	秋田市旭北栄町3番11号	令和5年4月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
福祉用具べんざいてん	秋田市添川字境内川原166番地8	令和4年11月30日
訪問介護事業所晴ればれ	秋田市千秋北の丸4番16号	令和5年3月10日
元氣ジム秋田山王	秋田市旭北栄町3番11号	令和5年3月31日
デイサービス金寿園	秋田市下新城笠岡字川向28番地	令和5年3月31日
株式会社虹の街秋田営業所	秋田市牛島西一丁目3番8号	令和5年3月31日

ケアサポートぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反233番地59	令和5年3月31日
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	令和4年1月31日

3 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
デイサービス拓稜	秋田市土崎港南二丁目4番40号	令和5年3月31日

秋田市告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
金沢 茂	てがた整骨院	秋田市手形田中8番6号	令和4年9月15日
船木 順子	皇漢堂鍼灸院	秋田市南通宮田4番25号	令和4年11月15日
稲垣 渉	フレアス在宅マッサージ秋田北施術所	秋田市土崎港中央二丁目1番17号	令和4年11月15日
照井 和子	照井治療院	秋田市外旭川八幡田一丁目15番9号	令和5年1月1日
大森 一宏	かえで治療院	秋田市外旭川字神宮田46番地2	令和5年2月15日
稲垣 渉	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	令和5年4月1日

2 変更

氏名		施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
旧	沢石 早希	株式会社ウエル	秋田市外旭川字神田112	令和5年1月1日
新	仁部 早希	ケア秋田	番地	

3 廃止

氏名		施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
簾内 裕之		株式会社ウエル ケア秋田	秋田市外旭川字神田112 番地	令和4年5月31日
鈴木 建子		株式会社フレア ス	秋田市広面字土手下45 番地 1 2 F	令和4年9月30日
黒田 朋巳		株式会社フレア ス	秋田市広面字土手下45 番地 1 2 F	令和4年11月1日
打川 亨		T E A T E	秋田市泉三嶽根14番36 号	令和4年12月31日

秋田市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 契約の始期

令和5年4月1日

2 費用額の算定方法

別表（省略）のとおり

3 契約の相手方

氏名 津 村 隆

住所 秋田県秋田市南通亀の町6番5号

グリーンキャピタル南大通202号

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市教委告示第5号

令和5年3月16日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和5年3月10日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市教委告示第6号

令和5年3月24日午後4時45分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和5年3月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

秋田市教委告示第7号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

令和5年3月28日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

記

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員 数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有形文化財 (古文書)	長瀬家文書	1,320組 (1,493点)	秋田市山王一丁目1番1号	秋田市 秋田市長 穂積 志

秋市選管告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和5年3月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,194人
2	6分の1の数	43,282人
3	3分の1の数	86,563人

秋市選管告示第2号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙および令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のよう略)

秋市選管告示第3号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のとおり定めたので告示する。

令和5年3月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

ポスターを掲示することができることとなる日

令和5年4月16日

秋市選管告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和5年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 5,192人 |
| 2 | 6分の1の数 | 43,264人 |
| 3 | 3分の1の数 | 86,527人 |

秋市選管告示第5号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年3月31日
午後6時

秋市選管告示第6号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市櫛山字長沼27番地3	令和5年4月2日から 令和5年4月8日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地藏田一丁目1番1号	令和5年4月2日から 令和5年4月8日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和5年4月2日から 令和5年4月8日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和5年4月2日から 令和5年4月8日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2	令和5年4月2日から 令和5年4月8日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和5年4月2日から 令和5年4月8日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和5年4月2日から 令和5年4月8日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和5年4月2日から 令和5年4月8日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和5年4月4日

秋市選管告示第7号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで （2時間30分繰り下げ、3時間繰り上げ）

秋市選管告示第8号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項に基づき、次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第9号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

（次のとおり略）

秋市選管告示第10号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

秋市選管告示第11号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第12号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第64条の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日時 令和5年4月9日
午後9時15分から

秋市選管告示第13号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき、次のように選任したので、同令第68条の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 開票管理者
秋田市 古 谷 薫
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者
秋田市 阿 部 保 孝

秋市選管告示第14号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年4月6日
午後5時30分から

秋田市農委告示第3号

令和5年3月17日午後2時秋田市職員研修棟第1・2研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年3月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 4 農用地利用集積計画（令和4年度第12号）に関する件

秋田市上下水道局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 収納事務を委託した者の住所および氏名

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

2 委託した公金の収納事務の範囲

水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料および特定地域生活排水処理施設使用料のコンビニエンスストアおよび電子決済による収納事務

3 受託者が提携するコンビニエンスストア本部および電子決済システム提供事業者

株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、山崎製パン株式会社、ミニストップ株式会社、株式会社ポプラ、株式会社セイコーマート、株式会社しんきん情報サービス、ビリングシステム株式会社、LINE Pay株式会社、PayPay株式会社、楽天銀行株式会社、株式会社ゆうちょ銀行（銀行Pay代表幹事行）およびKDDI株式会社

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和5年3月28日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
八柳住設	八 柳 和 也	秋田市濁川字堀尾田 1番地92	令和5年3月22日

秋田市上下水道局告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関について、次のとおり指定の取消しをしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和5年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

- 1 収納取扱金融機関の名称
株式会社商工組合中央金庫秋田支店
- 2 取消年月日
令和5年3月31日

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、
予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政
令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月1日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所
および追加する予防接種の種類
別表（省略）のとおり

秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年3月13日

秋田市長 穂 積 志

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所
秋田市産業振興部農地森林整備課
秋田市のホームページ
(<https://www.city.akita.lg.jp/igyousyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

秋田市公告

秋田市雄和平尾鳥字藤森地区の一部について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第3項の規定に基づき筆界案を作成したので、同条同項の規定により下記のとおり公告する。

令和5年3月13日

秋田市長 穂 積 志

1 土地の所在・地番

秋田市雄和平尾鳥字藤森110番（山林）

2 筆界案を確認することができる場所

秋田市企画財政部地籍調査室（秋田市河辺市民サービスセンター内）

3 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者、その他利害関係人およびこれらの代理人

4 筆界案の作成者

秋田市（地籍調査室）

5 公告期間

令和5年3月14日から同年4月2日まで20日間。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日。

筆界案の確認は期間中午前9時から午後5時まで行うこととする。

公告の日から20日間意見を申し出ることができる。

なお、公告の日から20日間を経過しても申出がないときは、同条同項の規定に基づき調査を行う。

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和5年4月10日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

令和5年3月16日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

令和5年3月16日から同年4月10日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和4年度第12号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。